

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2022年6月24日
【事業年度】	第80期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）
【会社名】	丸八証券株式会社
【英訳名】	Maruhachi Securities Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 鈴木 卓也
【本店の所在の場所】	名古屋市中区新栄町二丁目4番地
【電話番号】	052(307)0808
【事務連絡者氏名】	財務部長 松本 智博
【最寄りの連絡場所】	名古屋市中区新栄町二丁目4番地
【電話番号】	052(307)0808
【事務連絡者氏名】	財務部長 松本 智博
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第76期	第77期	第78期	第79期	第80期
決算年月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月
営業収益 (百万円)	2,815	2,898	2,421	3,040	2,864
(受入手数料)	(1,483)	(1,106)	(1,217)	(1,854)	(1,924)
純営業収益 (百万円)	2,804	2,881	2,384	3,031	2,847
経常利益 (百万円)	444	548	228	607	452
当期純利益 (百万円)	375	406	163	413	288
持分法を適用した場合の 投資利益 (百万円)	-	-	-	-	-
資本金 (百万円)	3,751	3,751	3,751	3,751	3,751
発行済株式総数 (千株)	40,429	4,042	4,042	4,042	4,042
純資産額 (百万円)	6,869	7,064	6,752	7,346	7,449
総資産額 (百万円)	8,815	8,722	8,698	9,957	9,700
1株当たり純資産額 (円)	1,721.17	1,769.94	1,691.73	1,840.71	1,866.51
1株当たり配当額 (円)	4.00	50.00	30.00	50.00	40.00
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益 (円)	94.06	101.72	40.90	103.60	72.37
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	77.9	81.0	77.6	73.8	76.8
自己資本利益率 (%)	5.6	5.8	2.4	5.9	3.9
株価収益率 (倍)	13.50	9.86	19.56	11.81	20.03
配当性向 (%)	42.5	49.2	73.3	48.3	55.3
純資産配当率 (%)	2.4	2.9	1.7	2.8	2.2
自己資本規制比率 (%)	820.3	828.7	742.8	879.3	832.7
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	220	1,348	305	484	234
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	343	25	792	907	304
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	79	159	199	119	199
現金および現金同等物の 期末残高 (百万円)	3,204	4,368	3,682	3,986	3,856
従業員数 (名)	158	146	149	153	145
株主総利回り (%)	94.9	79.2	66.7	100.9	120.3
(比較指標：東証業種別株 価指数) (%)	(101.4)	(76.2)	(67.5)	(97.9)	(94.9)
最高株価 (円)	164	1,329 (142)	1,046	1,343	1,682
最低株価 (円)	114	850 (115)	694	720	1,151

- (注) 1. 当社は、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 上記の比率は以下の算式により算出しております。
- ・自己資本比率 = 
$$\frac{\text{純資産合計(資本合計)}}{\text{負債} + \text{純資産合計(資本合計)}} \times 100(\%)$$
  - ・自己資本利益率 = 
$$\frac{\text{当期純利益}}{(\text{当期首純資産合計(資本合計)} + \text{当期末純資産合計(資本合計)}) \div 2} \times 100(\%)$$
  - ・純資産配当率 = 
$$\frac{\text{配当金総額}}{(\text{当期首純資産合計(資本合計)} + \text{当期末純資産合計(資本合計)}) \div 2} \times 100(\%)$$
  - ・自己資本規制比率は金融商品取引法の規定に基づき、決算数値をもとに算出したものであります。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 持分法を適用した場合の投資利益については、損益等からみて重要性の乏しい関連会社のみであるため、記載を省略しております。
5. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第77期の期首から適用しており、第76期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。
6. 当社は、2018年10月1日付けで普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。第76期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たりの当期純利益、潜在株式調整後1株当たり当期純利益および株主総利回りを算定しております。
7. 比較指標である東証業種別株価指数は証券・商品先物取引業の指数を使用しております。
8. 最高株価および最低株価は、東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。
9. 当社は、2018年10月1日付けで普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。第77期の株価については株式併合後の最高株価および最低株価を記載しており、( )内に株式併合前の最高株価および最低株価を記載しております。
10. 第77期の1株当たり配当額50円には、設立75周年記念配当10円を含んでおります。

## 2【沿革】

年月日	概要
1944年3月30日	企業整備法に基づき赤座株式会社（1936年2月設立）を改組し、丸八証券株式会社（資本金30万円）を設立
1948年9月16日	証券取引法に基づく証券業者として登録
1949年4月1日	名古屋証券取引所設立に伴い、正会員となる
1964年11月11日	資本金を5,000万円に増資
1966年5月2日	旧一色証券より営業権の譲受け
1966年10月1日	旧都築証券より営業権の譲受け
1967年8月1日	旧幡豆証券より営業権の譲受け
1968年4月1日	免許制に移行 証券取引法に基づく第1号、2号、4号免許取得
1974年3月6日	本社社屋新築
1980年10月1日	資本金を1億円に増資
1982年11月29日	累積投資業務に係る代理業務の兼業承認を受ける
1984年10月1日	資本金を2億円に増資
1984年10月2日	証券投資信託受益証券の収益金、償還金および一部解約金支払いの代理業務の兼業承認を受ける
1986年10月1日	資本金を4億円に増資
1987年3月6日	証券取引法に基づく第3号免許を取得
1987年4月1日	大阪証券取引所正会員となる（遠隔地会員）
1987年10月3日	東京証券取引所における国債証券等に係る先物取引の取引資格を取得
1988年4月1日	資本金を10億円に増資
1988年5月23日	東京証券取引所正会員となる
1988年10月31日	抵当証券の販売の媒介および保管業務の兼業承認を受ける
1989年4月25日	金融先物取引所正会員となる
1989年6月28日	金融先物取引業の兼業承認を受ける
1990年4月1日	資本金を23億円に増資
1992年5月1日	金融先物取引業廃止
1992年6月30日	東京金融先物取引所会員退会
1998年12月1日	証券取引法の改正による証券業の登録をする
2000年6月26日	大阪証券取引所正会員となる
2002年6月28日	資本金を30億円に増資
2004年11月22日	日本証券業協会に株式を店頭登録
2004年12月13日	日本証券業協会への店頭登録を取消し、ジャスダック証券取引所に株式を上場
2005年3月8日	転換社債の株式転換により、資本金32億39百万円となる
2005年5月10日	転換社債の株式転換により、資本金32億51百万円となる
2007年9月30日	金融商品取引法に基づく金融商品取引業者としての登録を受ける
2008年11月1日	エース証券株式会社と業務提携契約を締結
2009年12月27日	吸収分割により通信取引事業を分離
2010年2月8日	本社を名古屋市中区栄から名古屋市中区新栄町に移転
2010年4月1日	ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、大阪証券取引所 J A S D A Q に上場
2011年3月31日	転換社債型新株予約権付社債にかかる新株予約権の権利行使による新株の発行により、資本金36億76百万円となる エース証券株式会社の子会社となる
2013年5月24日	転換社債型新株予約権付社債にかかる新株予約権の権利行使による新株の発行により、資本金37億51百万円となる
2013年7月16日	東京証券取引所と大阪証券取引所の統合に伴い、東京証券取引所 J A S D A Q（スタンダード）に上場
2021年4月16日	エース証券株式会社の株式を東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社が公開買付けで取得したことにより、同社の子会社となる
2021年11月15日	エース証券株式会社の保有する当社の株式を東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社が取得したことにより、親会社は同社の1社のみとなる
2022年4月4日	東京証券取引所の市場区分見直しにより東京証券取引所スタンダード市場に株式を上場

### 3【事業の内容】

当社の事業は、金融商品取引業を中核とする投資・金融サービス業を主な事業の内容とし、顧客に対して資産運用の幅広いサービスを提供しております。

主要業務としては、次の業務を営んでおります。

1. 「有価証券の売買」

自己の計算により有価証券の売買（トレーディング業務を含む。）を行う業務であります。

2. 「有価証券の媒介、取次ぎまたは代理」

顧客の委託を受けて有価証券の売買を執行することを中心とする業務であります。

3. 「有価証券の引受けおよび売出し」

有価証券の発行に際し売出しの目的をもって発行者からその全部または一部を取得し、または、既発行有価証券を広く一般に均一の条件で売出す業務であります。

4. 「有価証券の募集および売出しの取扱い」

有価証券の発行者または所有者もしくは引受人の委託を受け、新たに発行される有価証券の募集を取扱ったり、すでに発行された有価証券を売りさばく業務であります。

5. 「金融商品取引業に付随する業務」

金融商品取引業に付随する業務として、金融商品取引法第35条に定められた業務であります。

なお、当社は「投資・金融サービス業」という単一の報告セグメントとしております。

#### 4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有または被所有 割合 (%)	関係内容
(親会社) 東海東京フィナン シャル・ホールディ ングス株式会社	東京都中央区	36,000	持株会社	被所有 43.6	役員の受入...有

- (注) 1. 東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社は、有価証券報告書を提出しております。
2. 東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社の議決権の所有割合は50%以下であります。実質支配力基準に基づく親会社としております。
3. 東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社は、当社の親会社であったエース証券株式会社の株式を公開買付けにより、2021年4月16日付で取得いたしました。これにより、当社の親会社は東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社およびエース証券株式会社の2社となりました。その後、2021年11月15日を効力発生日としてエース証券株式会社が保有する当社の株式を東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社へ現物配当したことで、当社の親会社は東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社の1社のみとなりました。
4. その他に関連会社が1社ありましたが、2022年4月30日付で解散いたしました。

#### 5【従業員の状況】

##### (1) 提出会社の状況

2022年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与(千円)
145	44歳6ヶ月	16年1ヶ月	6,972

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。
2. 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでおります。
3. 「投資・金融サービス」という単一の報告セグメントのため、セグメントの名称および従業員数は記載しておりません。

##### (2) 労働組合の状況

現在、労働組合は組織されておりません。

労使関係はきわめて安定しており、労使協調して社業の発展に努めております。

## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

#### (1) 会社の経営の基本方針

当社は2008年7月に制定した次に掲げる基本理念の実現へ向け業務を展開しております。

「未来の安心のために」

お客様へ 堅実な資産形成と喜びを

株主様へ 永続的な成長と喜びを

従業員へ 考え働く幸福と喜びを

社 会へ 地元愛知への貢献と喜びを

また、基本方針として次の3項目を掲げております。

経営：透明性の高い明確なコーポレート・ガバナンス（企業統治）の確立

営業：お客様を第一に考えた収益の最大化の確立

管理：業務水準の均一化による付加価値向上の確立

#### (2) 証券市場を取り巻く環境

ウクライナ情勢、米中問題などの地政学リスクの高まり

世界的な技術革新『第4次産業革命（AI革命）』がもたらす宇宙ビジネスなどニューフロンティアの開拓

持続可能な開発目標達成に向けての世界的な取り組み

エネルギー、穀物の値上がりなどインフレ懸念と金融引き締め

少子高齢化・人口減少の現実化 構造改革のさらなる進展

貯蓄から資産形成に向けた取り組み

・NISA・つみたてNISAの普及・促進

・フィデューシャリー・デューティーの徹底

#### (3) 会社の経営戦略

当社は、経営戦略として、営業基盤の確立・安定的な収益の確保を目指し、「成長戦略」を掲げております。

少子高齢化対策

わが国における「少子高齢化」傾向は、次世代資産移転の必要性を迫っており、外部ビジネスパートナーとの連携により「相続・贈与・整理」といった課題の解決にも努めてまいります。また、FP資格、相続診断士資格を取得するなど社員の金融プロフェッショナル化を図り、年金制度、税制の改正などの制度改革に対応し、お客様に適切なアドバイスを行うことができるよう、社員の資質向上に努めてまいります。

地域コミュニティとの連携強化

個人金融資産が2,000兆円を超えるわが国において、国民生活をより豊かにするとの観点から、資産運用の必要性は学校教育過程に組み入れられるなど、直接金融の担い手である証券会社の重要性はより高まっています。地域コミュニティとの連携強化を図り、セミナー開催やイベントを通じ、地域のみなさまの金融リテラシー向上のお手伝いを行うと共に、地域に密接に関わることのできる証券会社としての役割を担ってまいります。

名古屋証券取引所との連携強化

基本理念にもある「地元愛知への貢献」に基づき、名古屋証券取引所との連携を図り、地元企業を応援する取り組みを行ってまいります。

安定収益の確保

政府による「貯蓄から資産形成へ」の後押しもあり、長期・積立・分散を目的とした積立商品へのニーズも更に高まると予想されます。積立商品の推進を図り、お客様の資産形成に努めてまいります。また、自己資金の有効活用による収益確保のため、自己資金運用も強化してまいります。

(4) 会社の対処すべき課題

個人金融資産が2,000兆円を超えるわが国において、国民生活をより豊かにするとの観点から、資産運用の必要性は学校教育過程に組み入れられるなど、直接金融の担い手である証券会社の重要性はより高まっています。

このような状況下、当社は地域に密着した、お客様との対面を中心とした営業活動をビジネスの中心軸とし、お客様とマーケットをつなぐ証券会社として、

資金性格を鑑みた適切な助言

的確な金融商品の提示

適時投資情報の提供の継続

を以て貢献し、企業価値の向上に努めてまいります。

一方で、わが国における「少子高齢化」傾向は、次世代資産移転の必要性を迫っており、当事業年度から外部ビジネスパートナーとの連携により「相続・贈与・整理」といった課題の解決にも努めてまいります。

すべては経営理念『未来の安心のために』丁寧に対応してまいります。

(5) 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症により、セミナー開催による情報提供が難しいなか、電話やDMに加え、新たに開始したWeb上の「丸八TV」など情報提供をより一層強化しております。今後についても感染状況を注視し、慎重に対応してまいります。

## 2【事業等のリスク】

文中の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

当社の経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性のあるリスクには以下のようなものがあります。また、必ずしもリスク要因に該当しない事項についても、投資者の判断上重要であると考えられる事項については、積極的な情報開示の観点から以下に記載しております。なお、ここに記載する項目については当社が現状で認識しているものに限定されており、その全てが網羅されている訳ではありません。当社では、リスク発生の可能性を認識し、発生の回避および発生した場合の影響を最小限とすべく、その対応に努めてまいります。

(1) 主要な事業の前提について

当社は、金融商品取引業者として金融商品取引法第29条に基づく金融商品取引業者の登録（登録番号 東海財務局長（金商）第20号）を受けて金融商品取引業を営んでおります。金融商品取引業については、金融商品取引法第52条第1項、同第53条第3項、同第54条にて登録の取消しとなる要件が定められており、これに該当した場合、登録の取消しが命じられます。将来何らかの事由により登録等の取消しを命じられた場合には、当社の主要な事業活動に支障をきたすとともに業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

当社では、現時点においてこれらの取消し事由に該当する事項はないと認識しております。

(2) 金融商品取引法等法令の遵守について

金融商品取引業者は、金融商品取引法等の法令・諸規則等の規制のもと、営業行為を行っております。法令違反等が発生した場合に、訴訟の提起やあっせん申立て等を受ける、監督当局から行政処分等を受ける等によって、当社の経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、毎年度コンプライアンスプログラムを策定し、顧客管理、営業部店の管理・事務指導、情報等の管理、反社会的勢力への対応等、内部管理態勢を整備することにより、法令、諸規則違反や不適切な取引の未然防止、早期発見に取組むなど、健全かつ適切な業務運営を行っております。また、役職員の資質向上を目的とする研修（年1回）や、コンプライアンスに関する研修等の実施により、役職員の倫理観を高め、コンプライアンス意識の向上に努めております。

(3) 自己資本規制比率について

金融商品取引法および金融商品取引業等に関する内閣府令に基づき、金融商品取引業者の経営の健全性の確保のため、金融商品取引業者は自己資本規制比率を一定以上に維持することを義務づけられております。当該比率が120%を下回った場合、内閣総理大臣は金融商品取引業者に対して、業務方法の変更等を命じ、財産供託その他監督上必要な事項を命じることができ、また、100%を下回った場合には3ヶ月以内の期間、業務の停止を命じることができ、さらに業務停止命令後3ヶ月を経過しても100%を下回り、かつ、回復の見込みがないときには金融商品取引業の登録を取り消すことができるとされています。また、金融商品取引業者は、四半期ごとに、この自己資本規制比率を記載した書面を作成し、3ヶ月間、全ての営業所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならず、これに違反した場合には罰則が科されます。

当社では、日々リスク相当額（金商業等府令第178条第1項各号に規定するものをいう。）を計測の上、内部管理統括責任者へ報告しており、日々モニタリングしております。



(注) 自己資本規制比率とは、金融商品取引業者が常に健全な経営を維持するために維持することが要求されている指標です。具体的には、固定化されていない自己資本の額の、保有する有価証券の価格変動その他の理由により発生しうるリスク相当額の合計に対する比率を指します。

(4) 顧客資産の分別管理について

金融商品取引業者は、金融商品取引法および金融商品取引業等に関する内閣府令に基づき、経営破綻等が生じた場合に顧客資産が適切かつ円滑に返還されるよう、顧客から預託を受けた有価証券および金銭につき、自己の固有財産と分別して管理することが義務づけられております。しかし、分別管理が十分でないと判断された場合には、金融庁長官による行政処分の対象となるほか、刑事罰も科されます。

当社では、上記法令に基づいた社内規程に従い、預託を受けた有価証券および金銭を管理しております。有価証券については、各顧客の持分が直ちに判別できるように当社の帳簿等により管理しております。金銭については、顧客毎の顧客分別金の額および顧客分別金必要額（顧客毎の顧客分別金の額の合計額）を日々算定するとともに、週1日設けた計算基準日（原則金曜日）における顧客分別金必要額を、当社の顧客を元本の受益者とした合同運用指定金銭信託に預託しております。

(5) 金融商品取引業の収益変動リスクについて

国内および海外の株式・債券相場が下落または低迷した場合や為替相場の動向により、流通市場での売買高が減少し、当社の受入手数料等が減少する可能性があります。

当社では、多様な金融商品を取り扱い、相場環境に合わせて、顧客に対して最適な提案に努めております。

(6) トレーディング業務の影響について

当社は自己勘定で株券・債券等のトレーディング業務を行っておりますが、その損益は株式・債券・為替の市況によって大きく変動するため、当社の経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、運用限度額、ロスカットルール等について取締役会で定め、またその損益およびポジション状況を毎日経営陣に報告するなど、リスク管理体制を徹底しております。

(7) 資金調達について

当社は現在、自己資金の他、金融機関からの借入によって資金調達を行っておりますが、当社の経営成績および財政状態について信用不安等が広がった場合、著しく高い金利での調達を余儀なくされる、または資金調達が不能になる可能性があります。

当社では、資金管理を日々徹底するとともに、常日頃より取引金融機関と良好な関係を築くことで不測の事態に備えております。

(8) システム関連について

当社または当社の業務委託先が業務上使用する情報システムや回線に、重大な不都合、外部からの不正アクセス、災害等による障害が発生した場合、障害規模によっては当社業務に支障をきたし、当社の経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、必要な設備投資を行うことによるハードの強化と、緊急時の業務執行体制の整備を行うことで、障害発生等のリスクの軽減を図ることを目指しております。

(9) 災害発生時について

当社は本支店が愛知県内に集中していることから、地震、風水害、テロ等の災害の発生およびその恐れがある場合は、その災害地域・規模によっては業務に支障をきたし、当社の経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、「事業継続計画（BCP）」に基づき、事業を継続し、かつ重要な業務が中断した場合に速やかに当該事業が再開できるよう体制を構築しております。

(10) 顧客情報の漏洩について

当社は秘匿性の高い個人情報を取り扱っていることから、顧客情報が流出した場合、賠償金の発生や社会的信用の失墜等により、当社の経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、顧客情報の保管に関する社内規程等を制定・整備し、その管理には万全を期しております。

(11) 事務リスクについて

当社は多額の金銭を取り扱う関係上、事務処理プロセスで発生する事務ミス、事故、または不正等により損失が発生する可能性があります。

当社では、各種マニュアルの整備や内部通報制度などのコンプライアンス体制の整備強化に努めております。

(12) 信用取引について

信用取引においては、顧客への信用供与が発生し、市場の変動によって顧客の信用リスクが顕在化する可能性があります（取引先等の債務不履行）。株式相場の変動等により、各顧客に追加で担保の差入れを求める場合がありますが、顧客が追加担保の差入れに応じない場合は、ルールに従い、建玉の処分および担保の処分を行うこととなります。株式相場が急激に変動した場合等、顧客に対する立替金を十分回収できない可能性があり、当社の経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、顧客との接触回数を増やすことで、適正な投資金額をお守りいただきながら、担保不足による回収不能という不測の事態を防ぐとともに、担当部署による日々のモニタリングによりリスクの最小化に努めております。

(13) 新型コロナウイルス感染症等の影響について

新型コロナウイルス感染症や新型インフルエンザ等の感染症が大流行した場合において、その規模や期間によっては、業務に支障をきたし、当社の経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、営業担当者については貸与した携帯電話により業務が行えるようにシステム・事務手続きの改善等を行うとともに、管理部門についても在宅勤務を推進するなど、感染拡大により出社不能となった場合に対応可能な体制づくりに取り組んでおります。

### 3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の概要は次のとおりであります。

##### 財政状態及び経営成績の状況

当事業年度のわが国経済においては、新型コロナ感染が拡大と収束を繰り返す中、経済活動抑制策が維持されたことを受けて個人消費の停滞が続きました。また供給サイドでは、部品・部材不足から自動車業界を中心に生産縮小の動きが拡大しました。その結果、日本経済は四半期毎にプラス成長とマイナス成長を交互に継続するなど、景気正常化の遅れが顕著となりました。足元では、商品価格の上昇や円安等による物価高の影響が不安視されています。

海外経済は、「ウィズ・コロナ」の政策の下で一定以上の経済活動を維持、回復基調を継続しました。そうしたなか、足元ではインフレが大きな問題となっており、これに対抗するために各国中銀が金融引き締めを積極化させつつある点は、今後の不安材料と言えます。

国内株式市場では、4月に29,400円台で始まった日経平均が新型コロナ感染拡大等を受け夏場にかけて弱含み、8月には一時27,000円を割り込みました。その後、9月初めの菅首相（当時）の退陣表明を機に急反発し、同月中旬には一旦30,000円台を回復したものの、岸田新総裁の誕生を機に成長・改革への期待感が後退、日経平均はその後年末にかけて28,000円台を中心とするボックス相場を継続しました。年明け以降は、米金利上昇やウクライナ情勢の悪化等を受けて下落基調が継続、3月初旬には一時25,000円を下回りました。その後は反発したものの、最終的に27,800円台で当事業年度を終えています。4～3月の東証1部の1日当たり平均売買代金は3兆1,687億円となり、前年同期の2兆8,091億円を上回りました。

米国株式市場では、4月に33,000ドル近辺で始まったダウ平均が、景気正常化を背景に概ね上昇基調を継続しました。9月にやや大きな調整があったものの、10月には好決算を材料に再度上値を追う展開となり、11月初旬には過去最高値となる36,500ドル台を付けました。その後、同月終盤の新型コロナ変異種（オミクロン株）検出の報道を受け、ダウ平均は一時34,000ドル近辺まで下げたものの、景気正常化シナリオが崩れない中、年末にかけて反発、年明け4日には最高値を36,799.65ドル（終値ベース）まで伸ばしました。その後はFRB（米連邦準備制度理事会）のタカ派化や、ウクライナ情勢の悪化などを背景に一時32,200ドル台まで下落しましたが、悪材料織り込み後は反発に転じ、最終的に34,600ドル台で当事業年度を終えています。

このような状況のもと、当社は地域に密着した対面による営業をビジネスの柱とし、中長期的に成長が見込まれる国内株式、米国株式および投資信託のほか、新たに仕組債の取扱いを始めるなど、商品ラインナップの拡充を図っております。また、お客様の利益の最大化と堅実な資産形成を実現していただくため、お客様のニーズに合わせた商品の提案営業を推進するなど、お客様本位の業務運営を実現しつつ、新型コロナ感染への対策に十分留意しながら営業展開しております。

この結果、当事業年度の財政状態および経営成績は、以下のとおりとなりました。

##### 1) 財政状態

当事業年度末の総資産は、2021年3月末（以下、前事業年度末）に比べ2億56百万円減少し97億円、負債は、前事業年度末に比べ3億59百万円減少し22億51百万円、純資産は、前事業年度末に比べ1億2百万円増加し74億49百万円となりました。

##### 2) 経営成績

当事業年度の業績は、営業収益28億64百万円（前期比5.8%減）、純営業収益28億47百万円（同6.1%減）、営業利益4億2百万円（同29.6%減）、経常利益4億52百万円（同25.5%減）、当期純利益2億88百万円（同30.1%減）となりました。

##### キャッシュ・フローの状況

現金及び現金同等物の当事業年度末の残高は、前事業年度末に比べ1億30百万円減少し38億56百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、2億34百万円の支出（前期は4億84百万円の支出）、投資活動によるキャッシュ・フローは、3億4百万円の収入（前期は9億7百万円の収入）、財務活動によるキャッシュ・フローは、1億99百万円の支出（前期は1億19百万円の支出）となりました。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識および分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

当期における経営の重点施策と成果

あらゆる分野で急速に広がりつつあるAI・IoTなどの第4次産業革命、少子高齢化による社会構造の変化、「貯蓄から資産形成へ」に向けた証券政策の進展等、証券市場を取り巻く環境は大きく変化しつつあります。

当社では、これらの変化を、対面営業の強みを活かす機会と捉え、「お客様に選ばれる証券会社」をめざし、地域に密着したお客様本位の業務運営に取り組んでまいりました。具体的には、お客様への対応力（情報提供力と相談機能）の一層の充実強化、中長期の視点から少額で始められる積立投信の口座拡大などの取り組みを進めてまいりました。

これまで、中長期で成長の見込まれる第4次産業革命およびゲノム関連を中心とした米国株式、国内株式および投資信託の提案営業を継続的に進めてまいりましたが、2月から3月にかけて、ウクライナ情勢の悪化など、厳しい環境となりました。このような状況下、仕組債の取扱いを始めるなど商品ラインナップの拡充を図り、力を入れてきた含み益営業についても一部実現益を享受してもらうなど、市場に合わせた提案営業に取り組んでまいりました。今後、関係会社である東海東京調査センターと協調して、お客様の資産運用・財産形成に役立てていただくための投資情報の提供に努めてまいります。

また、お客様に適切な助言を行うためには、高い専門性が求められることから、全社員に対してFP資格および相続診断士資格取得を進めております。

重要な会計方針および見積り

当社の財務諸表は、わが国において、一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。この財務諸表の作成にあたりまして、投資有価証券の評価、金融債権にかかる貸倒引当金、繰延税金資産の回収可能性、固定資産の減損処理などの資産・負債および収益・費用の状況に影響を与える見積りおよび判断については、過去の実績やその時点において入手可能な情報に基づいた合理的と考えられる要因を考慮した上で行っております。多くの不確実な要素が存在する状況において、もっとも適切と考えられる前提条件、情報を通じて実施しておりますが、前提となる客観的な事実や事業環境の変化などにより、見積りと将来の実績が異なる場合があります。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響は、収束時期の見通しが依然困難な状況にあるものの、当社の事業活動および業績への影響は限定的であることから、この財務諸表の作成における重要な会計上の見積りおよび判断の変更は見込んでおりません。

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析

1) 財政状態

( ) 資産

当事業年度末の総資産は、2021年3月末（以下、前事業年度末）に比べ2億56百万円減少し97億円となりました。これは主に、「約定見返勘定」が4億54百万円減少、「信用取引資産」が3億61百万円減少、「投資有価証券」が3億5百万円減少、「現金・預金」が1億30百万円減少、「トレーディング商品」が7億47百万円増加、「預託金」が2億円増加したことによるものです。

( ) 負債

負債は、前事業年度末に比べ3億59百万円減少し22億51百万円となりました。これは主に、「預り金」が1億32百万円減少、「未払法人税等」が1億10百万円減少したことによるものです。

( ) 純資産

純資産は、前事業年度末に比べ1億2百万円増加し74億49百万円となりました。これは主に、「当期純利益」により2億88百万円増加、「その他有価証券評価差額金」により13百万円増加、「剰余金の配当」により1億99百万円減少したことによるものです。

## 2) 経営成績

### ( ) 受入手数料

当事業年度の受入手数料は、19億24百万円（前期比3.8%増）となりました。その内訳は以下のとおりであります。

#### ( 委託手数料 )

「委託手数料」は、13億52百万円（同11.8%増）となりました。これは主に、株式売買高が増加したため、株式の委託手数料が12億57百万円（同7.2%増）になったことによるものです。

#### ( 引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料 )

「引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料」は、3百万円となりました。これは、株式の引受手数料によるものです。

#### ( 募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料 )

「募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料」は、4億4百万円（同20.5%減）となりました。これは主に、投資信託の販売手数料の減少によるものです。

#### ( その他の受入手数料 )

「その他の受入手数料」は、1億64百万円（同20.6%増）となりました。これは主に、投資信託の信託報酬の増加によるものです。

### ( ) トレーディング損益

「トレーディング損益」は、8億72百万円（同21.4%減）となりました。その内訳は以下のとおりであります。

#### ( 株券等トレーディング損益 )

「株券等トレーディング損益」は、5億6百万円（同36.4%減）となりました。これは主に、外国株式の取引による収益が減少したことによるものです。

#### ( 債券等トレーディング損益 )

「債券等トレーディング損益」は、3億65百万円（同16.8%増）となりました。これは、外貨建債券による収益が増加したことによるものです。

### ( ) 金融収支

金融収支は、51百万円（同24.4%減）の利益となりました。これは、「金融収益」が68百万円（同11.2%減）、「金融費用」が16百万円（同90.1%増）となったことによるものです。

### ( ) 販売費・一般管理費

販売費・一般管理費は、24億44百万円（同0.6%減）となりました。これは主に、「事務費」が24百万円減少し4億33百万円（同5.3%減）、「不動産関係費」が13百万円減少し1億64百万円（同7.5%減）、「取引関係費」が11百万円増加し2億53百万円（同4.8%増）、「減価償却費」が10百万円増加し34百万円（同44.1%増）となったことによるものです。

### ( ) 営業外損益

営業外収益は、50百万円となりました。これは主に、「投資有価証券売却益」および「受取配当金」によるものです。

### ( ) 特別損益

特別損益は、「金融商品取引責任準備金繰入れ」により、3百万円の損失となりました。

## キャッシュ・フローの状況の分析並びに資本の財源及び資金の流動性にかかる情報

### 1) キャッシュ・フローの状況の分析

現金及び現金同等物の当事業年度末の残高は、前事業年度末に比べ1億30百万円減少し38億56百万円となりました。

#### ( ) 営業活動によるキャッシュ・フロー

当事業年度の営業活動によるキャッシュ・フローは、2億34百万円の支出（前期は4億84百万円の支出）となりました。これは主に、「税引前当期純利益」が4億49百万円、「トレーディング商品の増減額」が7億47百万円、「法人税等の支払額又は還付額」が2億54百万円、「預り金及び受入保証金の増減額」が2億円、「預託金の増減額」が2億円、「約定見返勘定の増減額」が4億54百万円、「信用取引資産及び信用取引負債の増減額」が2億87百万円であったことによるものです。

( ) 投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動によるキャッシュ・フローは、3億4百万円の収入（前期は9億7百万円の収入）となりました。これは主に、「投資有価証券の売却による収入」が4億76百万円、「投資有価証券の取得による支出」が1億18百万円であったことによるものです。

( ) 財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動によるキャッシュ・フローは、1億99百万円の支出（前期は1億19百万円の支出）となりました。これは主に、「配当金の支払額」が1億99百万円であったことによるものです。

2) 資本の財源及び資金の流動性について

当事業年度末の現金及び現金同等物の残高は38億56百万円となっており、日常の運転資金としては十分な額を有しております。また、不測の事態に備えるため、当社は取引銀行6行と当座貸越契約または貸出コミットメント契約を締結しております。

なお、現在重要な資金の支出の予定はございません。

経営指標の達成状況

当社は2019年4月に修正しました中期経営計画において、2022年3月末までに預り資産を3,200億円（そのうち投資信託残高1,000億円）に積み上げることを目標としております。当事業年度末の預り資産は1,978億円（そのうち投資信託残高331億円）となりました。

4 【経営上の重要な契約等】

エース証券株式会社との包括的業務提携の解消について

当社は、エース証券株式会社との間で2008年11月1日に締結した証券業に関する包括的業務提携について、2022年3月18日に解消することで合意いたしました。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当事業年度の設備投資の総額は34百万円であり、その主なものは、通話録音装置および印鑑検索システムの更改等に係る設備投資等であります。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

#### 2【主要な設備の状況】

2022年3月31日現在

事業所名	所在地	建物	土地		合計 帳簿価額 (百万円)	従業員 (名)
		帳簿価額 (百万円)	面積(m <sup>2</sup> )	帳簿価額 (百万円)		
本店(注)1、4	名古屋市中区	72			72	63
西尾支店(注)1	愛知県西尾市	3			3	21
蒲郡支店(注)1	愛知県蒲郡市	23			23	11
安城支店(注)1	愛知県安城市	0			0	10
庄内支店(注)1、4	名古屋市西区	14			14	40
合計		114			114	145

(注)1. 賃借店舗の年間賃借料は、68百万円であります。

2. 上記のほか、器具備品43百万円があります。

3. 「投資・金融サービス」という単一の報告セグメントであるため、セグメントの名称は記載しておりません。

4. 2022年1月に中村支店を庄内支店に統合、藤が丘支店を本店に統合しております。

#### 3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	8,000,000
計	8,000,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2022年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2022年6月24日)	上場金融商品取引所名 または登録認可金融商 品取引業協会名	内容
普通株式	4,042,970	4,042,970	東京証券取引所 JASDAQ(スタンダード) (事業年度末現在) スタンダード市場 (提出日現在)	単元株式数 100株
計	4,042,970	4,042,970		

#### (2)【新株予約権等の状況】

##### 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

##### 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

#### (4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
2018年10月1日 (注)	36,386	4,042	-	3,751	-	320

(注) 2018年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。



(5) 【所有者別状況】

2022年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府および地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	4	15	25	8	1	2,834	2,887	-
所有株式数(単元)	-	399	2,712	20,089	238	9	16,956	40,403	2,670
所有株式数の割合(%)	-	0.99	6.71	49.72	0.59	0.02	41.97	100.00	-

(注) 自己株式51,869株は、「個人その他」に518単元および「単元未満株式の状況」に69株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2022年3月31日現在

氏名または名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋2丁目5-1	1,741,666	43.63
中村 吉孝	名古屋市昭和区	551,200	13.81
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目13番1号	220,100	5.51
野村プロパティーズ株式会社	東京都中央区日本橋本町1丁目7-2	217,700	5.45
山口 秀明	大阪府豊中市	57,118	1.43
細川 幸祐	東京都日野市	42,000	1.05
株式会社ファンドクリエーション	東京都千代田区麹町1丁目4	41,200	1.03
里野 泰則	京都府八幡市	30,600	0.76
丸八証券従業員持株会	名古屋市中区新栄町2丁目4番地 坂種栄ビル 丸八証券株式会社内	30,324	0.75
岩井コスモ証券株式会社	大阪府中央区今橋1丁目8番12号	25,800	0.64
計		2,957,708	74.10

- (注) 1. 自己株式を51,869株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 前事業年度末において主要株主であったエース証券株式会社は、当事業年度末現在では主要株主ではなくなりました。
3. 前事業年度末において主要株主ではなかった東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社は、当事業年度末現在では主要株主になっております。

(7)【議決権の状況】  
【発行済株式】

2022年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 51,800	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,988,500	39,885	-
単元未満株式	普通株式 2,670	-	-
発行済株式総数	4,042,970	-	-
総株主の議決権	-	39,885	-

(注)「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式69株が含まれております。

【自己株式等】

2022年3月31日現在

所有者の氏名 または名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
丸八証券株式会社	名古屋市中区新栄町 二丁目4番地	51,800	-	51,800	1.28
計	-	51,800	-	51,800	1.28

(注)2022年3月31日現在における当社の保有自己株式数は51,869株であります。

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議または取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	38	61,674
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、2022年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況および保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他				
保有自己株式数	51,869		51,869	

(注) 当期間における保有自己株式数には、2022年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

## 3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題と位置付けており、企業価値の向上を踏まえた内部留保に配慮しつつ、安定的かつ継続的に配当性向30%を目指すことを基本方針としております。また、内部留保金の用途につきましては、経営体質の強化および今後の事業展開のために使用していく方針であります。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本方針としており、「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる。」旨を定款に定めております。

当事業年度は、当期純利益2億88百万円を計上したことから、配当金につきましては財務状況等を総合的に勘案し、1株当たり40円の配当を実施しました。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
2022年5月25日 取締役会決議	159,644	40.00

#### 4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

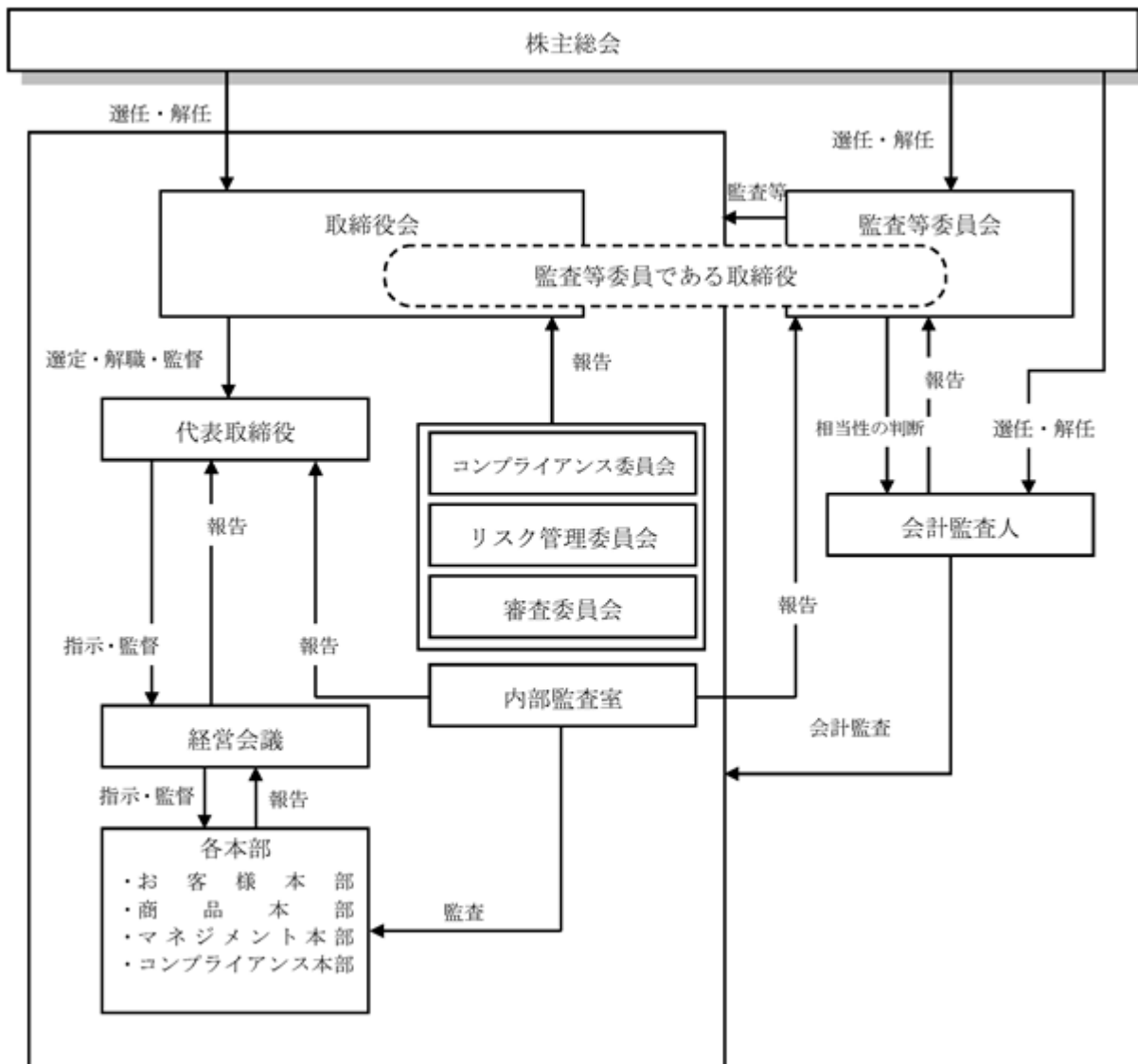
##### (1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「未来の安心のために」という経営の基本理念のもと、お客様へは堅実な資産形成と喜びを、株主様へは持続的な成長と喜びを、従業員へは考え働く幸福と喜びを、社会へは地元愛知への貢献と喜びを提供・実現すべく企業活動を行っております。また、経営の基本方針として、透明性の高い明確なコーポレート・ガバナンスの確立を掲げ取り組んでおります。

企業統治の体制の概要および当該体制を採用する理由

当社は、企業統治の体制として監査等委員会設置会社を選択しており、また、次の機関・委員会等を設置しております。



取締役会：取締役会は、代表取締役会長 田島寛美が議長を務め、その他のメンバーは代表取締役社長 鈴木卓也、取締役 末安堅二・山田尚武、および監査等委員である取締役 小澤真人・丸山弘昭・鈴木大輔で構成されております。このうち5名が社外取締役であり、取締役の業務を監視できる体制となっております。

取締役会は、業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、原則として月1回開催しております。また、取締役会では、法令および定款に定められた事項ならびに取締役会規程に定められた経営上の重要事項について討議・決議するとともに、業務執行状況を監督しております。

また、取締役会の諮問機関である各種委員会（コンプライアンス委員会・リスク管理委員会・審査委員会）の協議内容について、定期的に報告を受けております。

監査等委員会：監査等委員会は、取締役 小澤真人が委員長を務め、その他のメンバーは取締役 丸山弘昭および鈴木大輔で構成されております。取締役の業務執行に関して適法性・妥当性等の観点から監査等を実施しております。中立で幅広い視点からの経営監視機能を確保するために、すべて社外取締役で構成されており、原則として月1回開催しております。

経営会議：経営会議は、経営に関する事項の議論の場としております。マネジメント本部を事務局として、代表取締役社長 鈴木卓也が議長を務め、その他のメンバーは常勤取締役、各本部管掌役員および各本部長で構成しており、オブザーバーとして常勤監査等委員、その他必要に応じて関係者も出席しております。本会議は原則として月1回開催し、重要な事項の協議を行っております。

コンプライアンス委員会：

コンプライアンス委員会は、法令遵守態勢の整備・実行を目的としております。内部管理統括責任者である常務執行役員 平野幹雄を委員長に、常任委員（各本部管掌役員、各本部長、内部監査室長、営業検査室長、お客様相談室長および内部管理部長）、顧問弁護士で構成しており、オブザーバーとして常勤監査等委員等が出席しております。本委員会は原則として月1回開催し、審議の結果を取締役に報告しております。

リスク管理委員会：

リスク管理委員会は、リスク管理態勢の整備・実行を目的としております。常務執行役員 平野幹雄を委員長に、常任委員（各本部管掌役員、各本部長、内部監査室長、システム管理室長および財務部長）で構成しており、オブザーバーとして常勤監査等委員等の他、議案によっては社外委員として顧問弁護士が出席しております。本委員会は原則として月1回開催し、審議の結果を取締役会へ報告しております。

審査委員会：審査委員会は、当社職員の不祥事や各種法令・諸規則に抵触した行為等に対する審査機能の強化を目的としております。内部管理統括責任者である常務執行役員 平野幹雄を委員長に、常任委員（各本部管掌役員、各本部長、総務人事部長、内部監査室長および営業検査室長）と、審議内容により、当該業務内容等に詳しい役職員および顧問弁護士等を委員長の承認を得たうえでオブザーバーとして出席させております。本委員会は審議の結果を取締役に報告しております。

#### 企業統治に関するその他の事項

##### 1) 内部統制システムの整備の状況

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制および監査等委員会の職務執行のために必要な事項を取締役会で決定し、決定どおりに整備しております。

( )取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役および使用人が遵守すべき具体的な行動基準として「倫理綱領」を制定し、基本理念、基本方針、倫理コード、勧誘方針について定める。
- ・社外取締役を選任し、経営に対する監視機能を充実させる。
- ・「コンプライアンスプログラム」を制定し、コンプライアンス遵守を徹底する。
- ・社長直轄の内部監査室を設置し、業務監査を中心とした内部監査を実施する。
- ・「自主申告制度」ならびに「内部通報制度」等を整備し、違反行為の未然防止、早期発見に努める。
- ・反社会的勢力および団体に対して屈することなく、不当要求行為に対しては毅然たる態度で対応するため、「反社会的勢力に対する基本方針」ならびに「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」を整備し、外部専門機関と連携しながら関係を遮断する。

( )取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・経営に関する重要文書や重要情報、営業機密情報、個人情報等について、「文書管理規程」、「個人情報の保護に関する規程」、「情報管理規程」および「情報セキュリティポリシー」等を整備して管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

( )損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・企業活動に潜在するリスクを識別し、その低減および危険発生の未然防止のためのリスクマネジメントを推進するとともに、重大な危機が発生した場合に即応できるよう規程を整備し、委員会等を設置する。

- ( )取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・執行役員制度により事業運営に関する迅速な意思決定および機動的な職務執行を推進する。
  - ・取締役会の諮問機関として、「コンプライアンス委員会」、「リスク管理委員会」および「審査委員会」の3つの委員会を設け、法令遵守の状況やリスク管理の状況等について組織横断型の牽制機能を生かしながら監視、監督を行う。
  - ・業務分掌規程、職務権限規程等を整備し、権限および責任の明確化を図る。
- ( )当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - ・当社および親会社は、財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告の基本方針」を策定し、法令等に基づく内部統制の整備、運用および評価をする体制を構築する。
  - ・当社および親会社は、それぞれの会社において連携担当部署を特定し、必要に応じて内部監査を実施し、業務の適正を確保する。
- ( )監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項
  - ・監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議の上、補助すべき使用人を指名する。
  - ・監査等委員会が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査等委員会に委譲され、取締役（監査等委員である取締役を除く）および他の使用人の指揮命令を受けることなく、独立性を確保するものとする。
- ( )取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人が監査等委員会に報告をするための体制および監査等委員会の監査が実効的に行われていることを確保するための体制
  - ・取締役および使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項および重大な法令・定款違反を発見したときは、法令・社内規程に従い、速やかに監査等委員会に報告をする。
  - ・監査等委員は経営会議等の重要な会議に出席して意見を述べ、会議等に議題および検討事項を提出する等の権限を有する。また、これらの会議を通じ、業務執行に係る監査等委員会への報告機能を確保する。
  - ・監査等委員は、取締役および重要な使用人、会計監査人、内部監査室等にヒアリングし、業務執行状況について説明を受け、意見交換を行い緊密な連携を保つことにより監査の実効性を確保する。
  - ・監査等委員会へ報告を行った取締役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の取締役および使用人に周知徹底する。
- ( )監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
  - ・監査等委員会は、監査の方針、監査の方法、監査費用の予算等について決定する。
  - ・監査等委員がその職務の執行に必要な費用の前払い等の請求をしたときは、職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じる。
- ( )その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - ・取締役会および使用人は、監査等委員会から会社情報の提供を求められたときは遅滞なく提供する。
  - ・監査等委員会は、必要に応じて独自に弁護士および公認会計士その他の専門家の助力を得ることができる。

## 2) リスク管理体制の整備の状況

- ・当社は、業務執行に係る種々のリスクに関する評価・監視・管理等の重要性を認識し「リスク管理規程」やカテゴリー毎に定めたリスク条項に基づいた包括的なリスク把握に努め、所定事項を取締役に報告しております。
  - ・市場リスクについては、トレーディング取引においてポジション管理を実施するとともに、トレーディング損益をリアルタイムでモニタリングする体制を整備しております。また、社内規程によりロスカットルールを定めており、一定限度額を超える損失の発生を防止しております。
  - ・信用リスクについては、日々計算を行いモニタリングを行っております。
  - ・事務リスクについては、諸規程や業務マニュアルの改訂を適時に行っております。
  - ・その他の諸問題については、営業部門・管理部門双方が連携をとり、合同会議を適時実施しております。
- なお、有事に際しては、代表取締役社長を本部長とした「緊急対策本部」を設置し、指揮命令体系の明確化と危機管理の統括に当ることとしております。

### 3) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等を除く）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000千円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等を除く）が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

### 4) 取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

### 5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約に係る保険料については、当社が全額を負担しております。

#### ( ) 当該保険契約の被保険者の範囲

当社の監査等委員を含むすべての取締役

#### ( ) 当該保険契約の内容の概要

- ・取締役等の個人被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含みます）に起因して、損害賠償請求された場合の、法律上の損害賠償金および争訟費用を補償する。
- ・個人被保険者に対してなされた損害賠償請求により個人被保険者が被った損害を会社が補償（会社補償）する場合、この会社補償についても補償する。

#### ( ) 当該保険契約により役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置

故意または重大失に起因する損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

### 6) 取締役の定数

当社の監査等委員である取締役以外の取締役は、9名以内とする旨を定款に定めており、監査等委員である取締役は、4名以内とする旨を定款に定めております。

### 7) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また、その決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

### 8) 取締役会で決議できる株主総会決議事項

#### ( ) 自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により、自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

#### ( ) 剰余金の配当等の決定機関

当社は、機動的な配当政策を図るため、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって剰余金の配当等を決定できる旨を定款に定めております。

### 9) 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会特別決議に必要な定足数の確保をより確実にするため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議の要件を、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 7名 女性 -名 (役員のうち女性の比率 -%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役会長	田島 寛美	1957年 9月22日生	1980年 4月 東京証券㈱(現 東海東京証券 ㈱)入社 1995年 8月 同社 上野支店長 1999年 3月 同社 熊本支店長 2002年 2月 東海東京証券㈱ 春日部支店長 2004年 3月 同社 福岡支店長 2006年 9月 同社 東日本リテール部長 2007年 4月 同社 人事部長 2008年 4月 同社 執行役員 経営企画部長 2009年 4月 同社 参与 検査部担当 2010年11月 東海東京ビジネスサービス㈱ 常務取締役 2012年 4月 東海東京フィナンシャル・ホー ルディングス㈱ 執行役員 戦 略事業グループ副担任 2013年 1月 同社 執行役員 戦略事業グ ループ担任付・特命担当(提携 合弁証券設立準備委員長) 2013年 1月 池田泉州TT証券準備㈱ 代表 取締役 2013年 9月 池田泉州TT証券㈱ 代表取締 役副社長 2017年 4月 東海東京フィナンシャル・ホー ルディングス㈱ 常務執行役 員 総合リスク管理グループ担 任 2019年 4月 同社 専務執行役員 総合リス ク管理グループ担任 2020年 5月 同社 顧問 2021年 5月 当社 顧問 2021年 6月 当社 代表取締役会長(現任)	(注) 3	500
代表取締役社長	鈴木 卓也	1966年 2月24日生	1990年 4月 東京証券㈱(現 東海東京証券 ㈱)入社 2007年 2月 東海東京証券㈱ 瀬戸支店長 2009年10月 同社 ミッドランド・プレミア サロン支店長 2010年 4月 同社 ミッドランド・プレミア オフィス部長 2012年 4月 同社 京都支店長 2014年 4月 東海東京フィナンシャル・ホー ルディングス㈱ 執行役員 ビジ ネス戦略グループ副担任 兼 ビジネス戦略部長 2015年 4月 東海東京証券㈱ 執行役員 ダ イレクトチャネル本部長 2016年 4月 同社 常務執行役員 営業支援 本部長 2017年 4月 ㈱E T E R N A L 代表取締役 会長 2019年 4月 東海東京証券㈱ 専務執行役 員 リテールカンパニー長 2020年 5月 同社 専務執行役員 ウェルス マネジメントカンパニー長 2021年 4月 東海東京フィナンシャル・ホー ルディングス㈱顧問 2021年 5月 当社 顧問 2021年 6月 当社 代表取締役社長(現任) 2021年 6月 ㈱エース経済研究所 社外取締 役	(注) 3	500



役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	末安 堅二	1944年2月23日生	1967年4月 ㈱東海銀行(現㈱三菱UFJ フィナンシャル・グループ)入 行 1994年6月 同行 取締役 1996年6月 同行 常務取締役 1998年6月 同行 常務執行役員 1999年6月 同行 専務執行役員 2002年1月 ㈱中京銀行 顧問 2002年6月 同行 代表取締役頭取 2011年1月 同行 代表取締役会長 2011年6月 同行 特別顧問 2012年5月 タキヒヨー㈱ 非常勤監査役 2014年6月 東海東京アカデミー㈱ 非常勤 取締役(現任) 2015年6月 名港海運㈱ 非常勤監査役 2015年8月 学校法人名古屋学院大学 理事 長 2021年6月 当社 取締役(現任)	(注)3	-
取締役	山田 尚武	1964年8月1日生	1992年4月 名古屋弁護士会(現・愛知県弁 護士会)弁護士登録 1996年4月 しょうぶ法律事務所 開設 2002年4月 社団法人(現・公益社団法人) 名古屋青年会議所専務理事 2008年4月 静岡大学法科大学院教授 2012年4月 愛知県弁護士会副会長 2013年10月 弁護士法人しょうぶ法律事務 所 代表社員(現任) 2015年6月 V Tホールディングス㈱ 社外 取締役(現任) 2017年9月 リーガルA I㈱ 代表取締役 (現任) 2020年6月 当社 取締役(現任)	(注)3	-
取締役 (監査等委員)	小澤 真人	1959年2月23日生	1982年4月 丸万証券㈱(現・東海東京証券 ㈱) 入社 1996年9月 東海丸万証券㈱(現 東海東京 証券㈱) 三田支店長 2000年10月 東海東京証券㈱ 関内支店長 2002年2月 同社 東京金融法人部長 2008年4月 同社 人事部長 2010年11月 同社 業務指導統括部長兼 事故・紛争グループリーダー 2011年5月 同社 執行役員 コンプライア ンス本部副本部長兼業務指導統 括部長 2014年4月 同社 常務執行役員 コンプラ イアンス本部長 2016年4月 東海東京フィナンシャル・ホー ルディングス㈱ 常務執行役員 2018年4月 東海東京ビジネスサービス㈱ 代表取締役社長 2019年4月 ㈱E T E R N A L 副社長 2020年5月 東海東京フィナンシャル・ホー ルディングス㈱ 顧問 2020年6月 当社 取締役(監査等委員)(現 任)	(注)4	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	丸山 弘昭	1946年3月14日生	1970年4月 日本合成ゴム(株)(現 JSR 株)入社 1972年4月 株第一会計計算センター(現 株ダイテック)入社 1974年11月 公認会計士丸山弘昭事務所開設 1981年10月 熱田コンピューターサービス(株) (現:株アタックス)設立 1985年3月 同社 代表取締役(現任) 1991年10月 丸山弘昭税理士事務所開設 2002年6月 アタックス税理士法人設立 代 表社員(現任) 2010年6月 トヨタ車体(株) 社外監査役(現 任) 2013年1月 フジバングループ本社(株) 社外 監査役(現任) 2017年6月 当社 取締役(監査等委員) (現任)	(注)4	-
取締役 (監査等委員)	鈴木 大輔	1954年8月3日生	1977年4月 野村證券(株)入社 1989年7月 同社 新百合ヶ丘支店長 1992年6月 同社 四日市支店長 1995年6月 同社 富山支店長 1998年7月 同社 事業法人資金運用部長 2001年7月 同社 金融マネジメント部長 2003年4月 同社 グループ法人部長 2003年12月 同社 年金運用ソリューション 室長 2005年6月 野村アセットマネジメント(株) 取締役 2011年4月 同社 リテールクライアント本 部 参事 2016年6月 当社取締役(監査等委員)(現 任)	(注)4	-
計					1,000

(注)1. 取締役 末安堅二、山田尚武、小澤真人、丸山弘昭、鈴木大輔の5名は、社外取締役であります。

2. 当社の監査等委員会の体制は次のとおりであります。

委員長 小澤真人、委員 丸山弘昭、鈴木大輔

なお、小澤真人は常勤の監査等委員であります。

3. 2022年6月23日開催の定時株主総会の終結の時から1年間

4. 2022年6月23日開催の定時株主総会の終結の時から2年間

#### 社外役員の状況

当社の社外取締役は5名であります。

社外取締役を選任するための独立性に関する基準または方針として明確に定めたものではありませんが、その選任にあたっては、多様化しつつある経営環境に対応するため、高度な知識と専門性を持ち、特別な利害関係がなく、独立性の高い者としております。また、社外取締役のうち少なくとも1名は、金融商品取引所の定める独立役員要件を満たすようにしております。

社外取締役は、客観的・中立的立場から、それぞれの専門知識および長年の豊富な経験・見識を活かした監督または監査、および助言・提言を実施しており、取締役会の意思決定および業務執行の妥当性・適正性を確保する機能・役割を担っております。

社外取締役 末安堅二と当社との間で、独立性を損なうような事情はなく、特別な利害関係もありません。末安取締役は、長年にわたり金融機関の経営に携わり、金融機関の経営と地域金融に関する豊富な経験、知識を有しております。東海東京アカデミー株式会社の非常勤取締役であります。当社と同社との間に特別な利害関係はありません。また、金融商品取引所が定める独立役員要件を満たしており、東京証券取引所へ独立役員として届け出ております。末安取締役は2022年3月31日現在で当社の株式は所有していません。

社外取締役 山田尚武と当社との間で、独立性を損なうような事情はなく、特別な利害関係もありません。山田取締役は、弁護士として豊富な経験と専門知識を有しております。弁護士法人しょうぶ法律事務所の代表社員・リーガルA I株式会社の代表取締役であり、VTホールディングス株式会社の社外取締役であります。当社と各社との間に特別な利害関係はありません。また、金融商品取引所が定める独立役員要件を満たしてお

り、東京証券取引所へ独立役員として届け出ております。山田取締役は2022年3月31日現在で当社の株式は所有しておりません。

社外取締役（監査等委員）小澤眞人と当社との間で、独立性を損なうような事情はなく、特別な利害関係もありません。小澤取締役は、東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社の業務執行者でありました。当社と同社の子会社である東海東京証券株式会社との間に外国株式等の取引関係がありますが、取引は定常的なものであり、特別な利害関係はありません。小澤取締役は、2022年3月31日現在で当社の株式は所有しておりません。

社外取締役（監査等委員）丸山弘昭と当社との間で、独立性を損なうような事情はなく、特別な利害関係もありません。丸山取締役は、株式会社アタックスの代表取締役・アタックス税理士法人の代表社員であり、トヨタ車体株式会社・フジパングループ本社株式会社の社外監査役であります。当社と各社との間に特別な利害関係はありません。また、金融商品取引所が定める独立役員の要件を満たしており、東京証券取引所へ独立役員として届け出ております。丸山取締役は2022年3月31日現在で当社の株式は所有しておりません。

社外取締役（監査等委員）鈴木大輔と当社との間で、独立性を損なうような事情はなく、特別な利害関係もありません。鈴木取締役は、2005年6月から2014年8月まで野村アセットマネジメント株式会社の取締役および業務執行者でありました。当社と同社との間には投資信託の取引関係がありますが、複数ある取引先の中の1社であり、特別な利害関係はありません。また、金融商品取引所が定める独立役員の要件を満たしており、東京証券取引所へ独立役員として届け出ております。鈴木取締役は2022年3月31日現在で当社の株式は所有しておりません。

社外取締役による監督または監査と内部監査、監査等委員監査および会計監査との相互連携ならびに内部統制部門との関係

監査等委員である社外取締役は、監査等委員会において、常勤監査等委員から業務監査の状況、重要会議の内容、閲覧した重要書類等の概要につき報告を受けるなど、十分に意思疎通を図っております。また、会計監査人から監査計画および監査結果等、内部監査部門から業務監査結果等の説明を受けるため、四半期ごとに、また必要に応じて、情報・意見交換の場を設けております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役3名全員が社外取締役で構成されており、社外取締役丸山弘昭は、公認会計士・税理士の資格を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

監査等委員会は、公正で客観的な監査を行うことを目的に、原則毎月1回、必要に応じて臨時で開催しております。また、監査等委員は、取締役会への出席や業務、財産の状況の調査・重要書類の閲覧等を通じ、重要な意思決定過程および業務の執行状況の把握に努めております。

また、会計監査人との間で会計監査の計画を確認するとともに、四半期末ならびに期末に監査またはレビュー結果の報告を受けております。

当事業年度において当社は監査等委員会を合計14回開催しており、個々の監査等委員の出席状況については以下のとおりです。

氏名	開催回数	出席回数
小澤 真人	14回	14回
丸山 弘昭	14回	14回
鈴木 大輔	14回	14回

監査等委員会において、監査方針や監査計画の策定、監査報告書の作成、会計監査人の選任・報酬、定時株主総会への付議議案内容の監査、常勤監査等委員の選定などを審議いたしました。

また、常勤監査等委員が経営会議等の重要な会議に出席するとともに、議事録や決裁書類の閲覧等を行い、取締役の業務執行を監視できる体制となっております。

内部監査の状況

当社における内部監査は、社長直轄の内部監査室(1名)を設置し、業務監査を中心とした内部監査を実施して監査結果を社長、取締役会および監査等委員会に報告しております。本支店の社内検査については、営業検査室が外部の機関と合同で行っており、その結果については、取締役会および監査等委員会への報告ならびに対応の協議を実施することとしております。

また、内部監査室は、監査等委員会および会計監査人との間で定期的に情報交換を行うとともに、内部統制の評価結果の状況について報告しております。

会計監査の状況

1) 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2) 継続監査期間

14年間

3) 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 伊加井 真弓  
指定有限責任社員 業務執行社員 森重 俊寛

4) 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、会計士試験合格者等4名、その他6名であります。

5) 監査法人の選定方針と理由

監査等委員会は、会計監査人候補者から、監査法人の概要、監査の実施体制等、監査報酬の見積額についての書面を入手し、質問等を通じて選定しております。

また、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要性に応じて、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定するほか、会計監査人について会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合には、監査等委員会決議によって、会計監査人を解任いたします。

6) 監査等委員会による監査法人の評価

会計監査人の評価を行う際には、品質管理の状況、職業倫理および独立性確保に向けた施策、職務執行体制、期中会計監査の実施状況、監査報酬の水準を考慮すべき事項とし、これらを総合的に勘案し判断することとしております。

監査報酬の内容等

1) 監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
28,000	1,800	28,000	1,800

当社における非監査業務の内容は、公認会計士法第2条第1項以外の業務である顧客資産の分別管理に関する法令遵守の保証業務であります。

2) 監査公認会計士等と同一のネットワーク(EY税理士法人)に対する報酬(1)を除く)

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
-	650	-	1,550

当社における非監査業務の内容は、米国適格仲介人制度等に関する業務の委託であります。

3) その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

4) 監査報酬の決定方針

監査人に対する報酬額の決定に関する方針は定めておりませんが、監査日数、当社の事業規模、金融商品取引業という特性等を勘案した上で報酬額を決定しております。

5) 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積の算出根拠などが適切であるかどうかについて検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。

#### (4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、1)において同じ）の報酬等の内容の決定に関する方針等  
当社取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬（月例報酬）および業績連動報酬である賞与で構成されており、決定方針等は2022年4月28日開催の取締役会で次のとおり決議されております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

）固定報酬と業績連動報酬の支給割合の決定に関する方針

固定報酬と業績連動報酬の支給割合の決定に関する方針は定めておりません。

）固定報酬に関する方針

当社の固定報酬は、各取締役の与えられる役割と責務に応じた額を、同業他社の報酬、世間一般の水準、社員給与とのバランス等を総合的に勘案して決定いたします。また、社外取締役等の固定報酬は、各取締役の社会的立場、経験等を勘案して決定いたします。なお、各取締役の固定報酬の額については、取締役会の承認により代表取締役社長に一任し、代表取締役社長は、取締役報酬の決定方針等に則り決定いたします。

）業績連動報酬に関する方針

当社の業績連動報酬は、賞与であります。賞与を支給するか否かについては、中期経営計画の進捗と当期の利益状況、期末の財務状況、株主配当の額等を総合的に判断して決定いたします。また、賞与を支給する場合は、前述の各項目を総合的に判断し、当期純利益の3～7%を支給総額といたします。

なお、業績連動報酬の決定方針において当期純利益等を指標としている理由は、企業業績ならびに期間内の成績を評価する基準として客観的であり、一般的にも定着している適切な指標と考えているためであります。

また、賞与の個人別の支給額については、代表権を有する取締役が各取締役の固定報酬額を勘案し決定いたします。

）役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日および決議の内容

2016年6月28日開催の定時株主総会において、取締役の報酬限度額は、年額2億400万円以内（ただし、使用者兼務取締役の使用者部分は含まない）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名です。

）取締役の個人別報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、各取締役の固定報酬の額の配分の決定について、代表取締役社長である鈴木卓也に一任しております。一任した理由は、当社の代表者として全部門を統括している立場であり、当社全体の業績等を俯瞰しつつ、公平・公正な評価により取締役の報酬額を決定できると判断したためであります。

また、取締役会は、各取締役の業績連動報酬の額の決定について、代表取締役会長である田島寛美および代表取締役社長である鈴木卓也に委任しております。委任した理由は、両氏は当社の代表取締役であり、当社業績等に関する責任を負うとともに、公平・公正な評価により取締役の報酬額を決定できると判断したためであります。

なお、代表取締役会長および代表取締役社長に委任され決定した内容は取締役会にて適正性を確認しております。

）取締役の報酬等の額の決定過程における、取締役会の主な活動内容

当事業年度における当社の取締役の報酬等の額の決定過程における取締役会の主な活動は次のとおりです。

- ・2021年6月25日開催の取締役会において、取締役報酬等の決定方針に則り、各取締役の固定報酬の額について代表取締役社長鈴木卓也に一任いたしました。
- ・2022年3月31日開催の取締役会において、取締役報酬等の決定方針に則り、業績連動報酬である賞与の総額を取締役会で決定いたしました。
- ・2022年4月28日開催の取締役会において、各取締役に支給された固定報酬および決定した業績連動報酬の額が、それぞれ取締役報酬等の決定方針に則った額であることの説明を受け、取締役会は各取締役に係る配分に関する適正性を承認いたしました。

(注)各取締役の固定報酬の額の決定および業績連動報酬である賞与の総額の決定については、2022年4月28日開催の取締役会決議にて承認された「取締役の報酬等の決定方針等」において変更は無く、2021年2月26日開催の取締役会で決定した「取締役の報酬等の決定方針等」に則って決定しております。

）当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標および実績  
取締役を支給する業績連動報酬に係る指標の目標は特に定めておりません。  
当事業年度については、当期純利益の額および株主への配当を勘案し、業績連動報酬を支給いたしました。

2) 監査等委員である取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社監査等委員である取締役の報酬の決定方針等は2022年4月28日開催の取締役会で次のとおり決議されております。

）常勤監査等委員である取締役の報酬の決定方針

常勤監査等委員である取締役の報酬は、他の常勤取締役（監査等委員を除く）の報酬および社員給与等を総合的に勘案し、監査等委員会で協議のうえ、決定いたします。

）非常勤の監査等委員である取締役の報酬の決定方針

非常勤の監査等委員である取締役の報酬は、各監査等委員である取締役の社会的立場、経験等を勘案し、監査等委員会で協議のうえ、決定いたします。

）監査等委員である取締役の報酬等に関する株主総会の決議年月日および決議の内容

2016年6月28日開催の定時株主総会において、監査等委員である取締役の報酬限度額は、年額36百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (社外取締役を除く)	67,980	55,980	12,000	-	-	7
取締役 (監査等委員) (社外取締役を除く)	-	-	-	-	-	0
社外役員	35,400	35,400	-	-	-	5

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準および考え方

当社は、純投資目的である投資株式について、株式の価値の変動または配当の受領によって利益を得ることを目的として保有することとしており、純投資目的以外の投資株式については、主に取引先との安定的な関係の構築や、取引関係の維持等事業活動上必要と判断した場合保有することとしております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

1) 保有方針および保有の合理性を検証する方法ならびに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

純投資目的以外の投資株式（政策保有株式）については、中長期的な観点から、保有に伴う便益やリスク等を勘案してその適否を取締役会で適宜検証することとしております。また、保有することの合理性が認められない場合には当該株式の縮減に努めてまいります。

2) 銘柄および貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	9	38,096
非上場株式以外の株式	1	30,912

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)  
該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)  
該当事項はありません。

3) 特定投資株式およびみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報  
特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 および株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)		
野村ホールディングス(株)	60,000	-	当社の取引先として長期にわたり親密な取引関係を有していること、また、安定的な配当を実施していることから、当社に対して便益をもたらしております。当社における今後の財務活動の円滑化を含めた事業活動の向上を目的として、株式保有は有効と判断しております。	無 (注)
	30,912	-		

(注) 野村ホールディングス(株)は当社株式を保有しておりませんが、同社子会社である野村證券(株)および野村プロパティーズ(株)は当社株式を保有しております。



保有目的が純投資目的である投資株式額

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	-	-	-	-
非上場株式以外の株式	-	-	5	336,067

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(千円)	売却損益の 合計額(千円)	評価損益の 合計額(千円)
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	914	39,598	11,268

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額(千円)
野村ホールディングス株	60,000	30,912

## 5【業務の状況】

### (1) 概況

#### 受入手数料の内訳

期別	区分	株券 (百万円)	債券 (百万円)	受益証券 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)
第79期 (2020年4月～ 2021年3月)	委託手数料	1,172	-	36	-	1,209
	引受け・売出し・特定投資家 向け売付け勧誘等の手数料	-	-	-	-	-
	募集・売出し・特定投資家向 け売付け勧誘等の取扱手数料	-	0	508	-	508
	その他の受入手数料	3	0	131	1	136
	計	1,176	0	675	1	1,854
第80期 (2021年4月～ 2022年3月)	委託手数料	1,257	-	94	-	1,352
	引受け・売出し・特定投資家 向け売付け勧誘等の手数料	3	-	-	-	3
	募集・売出し・特定投資家向 け売付け勧誘等の取扱手数料	-	0	403	-	404
	その他の受入手数料	3	0	158	2	164
	計	1,264	0	657	2	1,924

#### 売買等損益

##### <トレーディング損益の内訳>

区分	第79期 (2020年4月～2021年3月)			第80期 (2021年4月～2022年3月)		
	実現損益 (百万円)	評価損益 (百万円)	計 (百万円)	実現損益 (百万円)	評価損益 (百万円)	計 (百万円)
株券等トレーディング損益	796	-	796	522	15	506
債券等トレーディング損益	312	-	312	365	-	365
計	1,109	-	1,109	888	15	872

自己資本規制比率

		第79期 (2021年3月31日)	第80期 (2022年3月31日)
基本的項目(百万円) (A)		7,146	7,289
補完的項目	その他有価証券評価 差額金(評価益)等 (百万円)	-	-
	金融商品取引責任準 備金等 (百万円)	15	18
	一般貸倒引当金 (百万円)	-	-
	計 (百万円) (B)	15	18
控除資産 (百万円) (C)		575	657
固定化されてい ない自己資本の額 (A) + (B) - (C) (百万円) (D)		6,586	6,650
リスク相当額	市場リスク相当額 (百万円)	77	124
	取引先リスク相当額 (百万円)	79	63
	基礎的リスク相当額 (百万円)	591	610
	計 (百万円) (E)	749	798
自己資本規制比率 (D) / (E) × 100 (%)		879.3	832.7

(注) 上記は金融商品取引法の規定に基づき、決算数値をもとに算出したものであります。

なお、当期の市場リスク相当額の月末平均額は50百万円、月末最大額は124百万円、取引先リスク相当額の月末平均額は81百万円、月末最大額は97百万円であります。

(2) 有価証券の売買等業務

有価証券の売買の状況（証券先物取引等を除く）

最近2事業年度における有価証券の売買の状況（証券先物取引を除く）は、次のとおりであります。

株券

期別	受託（百万円）	自己（百万円）	合計（百万円）
第79期 （2020年4月～2021年3月）	153,606	194,536	348,142
第80期 （2021年4月～2022年3月）	161,836	89,006	250,843

債券

期別	受託（百万円）	自己（百万円）	合計（百万円）
第79期 （2020年4月～2021年3月）	-	8,400	8,400
第80期 （2021年4月～2022年3月）	-	13,629	13,629

受益証券

期別	受託（百万円）	自己（百万円）	合計（百万円）
第79期 （2020年4月～2021年3月）	13,870	168,676	182,547
第80期 （2021年4月～2022年3月）	23,080	41,158	64,238

その他

期別	受託（百万円）	自己（百万円）	合計（百万円）
第79期 （2020年4月～2021年3月）	1,376	20	1,397
第80期 （2021年4月～2022年3月）	658	-	658

(3) 証券先物取引等の状況

最近2事業年度における証券先物取引等の状況は、次のとおりであります。

株券に係る取引

該当事項はありません。

債券に係る取引

該当事項はありません。

(4) 有価証券の引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の業務および募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い業務の状況

最近2事業年度における有価証券の引受、売出し業務および募集、売出しまたは私募の取扱い業務の状況は次のとおりであります。

株券

期別	引受高 (百万円)	売出高 (百万円)	募集の取扱高 (百万円)	売出しの取扱高 (百万円)	私募の取扱高 (百万円)
第79期 (2020年4月～ 2021年3月)	-	-	-	-	-
第80期 (2021年4月～ 2022年3月)	550	531	-	-	-

債券

期別	種類	引受高 (百万円)	売出高 (百万円)	募集の取扱高 (百万円)	売出しの取扱高 (百万円)	私募の取扱高 (百万円)
第79期 (2020年4月～ 2021年3月)	国債	-	-	34	-	-
	地方債	-	-	-	-	-
	外国債券	-	-	-	-	-
	合計	-	-	34	-	-
第80期 (2021年4月～ 2022年3月)	国債	-	-	140	-	-
	地方債	-	-	-	-	-
	外国債券	-	-	-	-	-
	合計	-	-	140	-	-

受益証券

期別	種類	引受高 (百万円)	売出高 (百万円)	募集の取扱高 (百万円)	売出しの取扱高 (百万円)	私募の取扱高 (百万円)
第79期 (2020年4月～ 2021年3月)	株式投信	-	-	17,819	-	-
	公社債投信	-	-	39,609	-	-
	外国投信	-	-	7,029	-	-
	合計	-	-	64,457	-	-
第80期 (2021年4月～ 2022年3月)	株式投信	-	-	14,443	-	-
	公社債投信	-	-	47,148	-	-
	外国投信	-	-	9,862	-	-
	合計	-	-	71,454	-	-

(5) その他の業務の状況

最近2事業年度における状況は、次のとおりであります。

保護預り業務

期別	区分		国内有価証券	外国有価証券	
第79期 (2020年4月～2021年3月)	株券 (千株)		76,891	2,547	
	債券 (百万円)		468	5,760	
	受益証券	単字型 (百万円)	-	953	
		追加型	株式 (百万円)		25,029
			債券 (百万円)		11,628
第80期 (2021年4月～2022年3月)	株券 (千株)		80,710	2,957	
	債券 (百万円)		544	6,481	
	受益証券	単字型 (百万円)	-	1,678	
		追加型	株式 (百万円)		23,688
			債券 (百万円)		10,937

有価証券の貸借およびそれに伴う業務

期別	顧客の委託に基づいて行う融資額とこれにより顧客が買付けている株数		顧客の委託に基づいて行う貸株数とこれにより顧客が売付けている代金	
	金額(百万円)	株数(千株)	金額(百万円)	株数(千株)
第79期 (2021年3月31日現在)	(2,087) 2,825	1,862	100	18
第80期 (2022年3月31日現在)	(1,770) 2,476	1,197	25	7

(注) ( )内書は、自己融資額であります。

累積投資業務の状況

期別	種類		前期末預り高 (百万口)	払込金および果 実等により発生 した預り高 (百万口)	解約支払高 (百万口)	当期末預り高 (百万口)
第79期 (2020年4月～ 2021年3月)	株式投信		3,769	1,488	2,363	2,894
	公社債投信	MMF	-	-	-	-
		MRF	9,443	39,648	37,319	11,771
		その他	132	4	21	115
	合計		13,344	41,141	39,705	14,781
第80期 (2021年4月～ 2022年3月)	株式投信		2,894	1,969	2,464	2,399
	公社債投信	MMF	-	-	-	-
		MRF	11,771	47,198	48,035	10,934
		その他	115	0	11	104
	合計		14,781	49,168	50,512	13,438

(6) その他の商品の売買の状況  
該当事項はありません。

(7) その他  
株式の買取、買増、株式配当金の受取りおよび転換請求の取次ぎ等を行っております。

## 第5【経理の状況】

### 1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）および「有価証券関連連業経理の統一に関する規則」（昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

### 3 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

### 4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、監査法人および各種団体の主催する講習会に参加する等、積極的な情報収集活動に努めております。



## 1【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金・預金	2,411,546	2,398,490
預託金	1,300,000	1,500,000
顧客分別金信託	1,300,000	1,500,000
トレーディング商品	-	747,677
商品有価証券等	-	747,677
約定見返勘定	495,460	41,253
信用取引資産	2,847,415	2,486,390
信用取引貸付金	2,825,086	2,476,258
信用取引借証券担保金	22,328	10,131
立替金	1,723	29
顧客への立替金	1,723	-
その他の立替金	-	29
短期差入保証金	170,000	170,000
前払費用	23,853	23,222
未収収益	115,882	79,999
その他の流動資産	845	1,010
<b>流動資産計</b>	<b>9,071,727</b>	<b>9,036,073</b>
<b>固定資産</b>		
有形固定資産	87,156	158,324
建物	1,611,303	1,114,609
器具備品	1,251,852	1,431,714
無形固定資産	526	3,247
電話加入権	100	100
ソフトウェア	426	3,147
投資その他の資産	797,852	502,876
投資有価証券	374,164	69,008
関係会社株式	2,000	2,000
出資金	1,500	1,500
従業員に対する長期貸付金	2,201	782
長期差入保証金	342,103	367,889
長期前払費用	959	1,976
繰延税金資産	46,999	33,515
その他	45,925	44,205
貸倒引当金	18,000	18,000
<b>固定資産計</b>	<b>885,535</b>	<b>664,448</b>
<b>資産合計</b>	<b>9,957,263</b>	<b>9,700,521</b>

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
信用取引負債	581,646	508,113
信用取引借入金	480,973	482,167
信用取引貸証券受入金	100,672	25,946
預り金	1,178,807	1,046,268
顧客からの預り金	618,846	528,987
その他の預り金	559,960	517,281
受入保証金	368,545	301,246
未払金	76,279	43,418
未払費用	123,668	102,004
未払法人税等	181,789	71,533
賞与引当金	83,000	85,600
その他の流動負債	698	-
流動負債計	2,594,435	2,158,185
固定負債		
資産除去債務	-	73,516
その他の固定負債	1,000	1,000
固定負債計	1,000	74,516
特別法上の準備金		
金融商品取引責任準備金	6,152,299	6,183,382
特別法上の準備金計	15,299	18,382
負債合計	2,610,734	2,251,084
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,751,856	3,751,856
資本剰余金		
資本準備金	320,490	320,490
その他資本剰余金	15,734	15,734
資本剰余金合計	336,225	336,225
利益剰余金		
利益準備金	134,505	154,460
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	3,262,572	3,331,917
利益剰余金合計	3,397,078	3,486,378
自己株式	113,693	113,755
株主資本合計	7,371,465	7,460,704
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	24,937	11,268
評価・換算差額等合計	24,937	11,268
純資産合計	7,346,528	7,449,436
負債・純資産合計	9,957,263	9,700,521

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
<b>営業収益</b>		
受入手数料	1,854,236	1,924,176
委託手数料	1,209,182	1,352,168
引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘 等の手数料	-	3,281
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等 の取扱手数料	508,417	404,009
その他の受入手数料	136,635	164,716
トレーディング損益	2 1,109,186	2 872,299
金融収益	3 76,795	3 68,217
<b>営業収益計</b>	<b>3,040,217</b>	<b>1 2,864,693</b>
金融費用	4 8,893	4 16,909
<b>純営業収益</b>	<b>3,031,324</b>	<b>2,847,784</b>
販売費・一般管理費	2,458,622	2,444,809
取引関係費	5 241,574	5 253,259
人件費	6 1,467,621	6 1,465,476
不動産関係費	7 177,895	7 164,468
事務費	8 458,168	8 433,694
減価償却費	23,688	34,125
租税公課	9 50,064	9 49,099
その他	10 39,609	10 44,685
<b>営業利益</b>	<b>572,701</b>	<b>402,974</b>
<b>営業外収益</b>		
投資有価証券売却益	-	39,598
受取配当金	38,075	8,892
受取返戻金	10,125	-
その他	3,248	1,517
<b>営業外収益計</b>	<b>51,448</b>	<b>50,009</b>
<b>営業外費用</b>		
投資有価証券売却損	16,115	-
その他	336	434
<b>営業外費用計</b>	<b>16,451</b>	<b>434</b>
<b>経常利益</b>	<b>607,699</b>	<b>452,549</b>
<b>特別利益</b>		
投資有価証券売却益	6,472	-
<b>特別利益計</b>	<b>6,472</b>	<b>-</b>
<b>特別損失</b>		
金融商品取引責任準備金繰入れ	2,569	3,083
投資有価証券売却損	8,363	-
有形固定資産除却損	2,001	-
<b>特別損失計</b>	<b>12,933</b>	<b>3,083</b>
<b>税引前当期純利益</b>	<b>601,238</b>	<b>449,465</b>
法人税、住民税及び事業税	193,236	147,123
法人税等調整額	5,472	13,484
<b>法人税等合計</b>	<b>187,764</b>	<b>160,607</b>
<b>当期純利益</b>	<b>413,473</b>	<b>288,857</b>

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	3,751,856	320,490	15,734	336,225	122,531	2,980,808	3,103,340
当期変動額							
剰余金の配当					11,973	131,708	119,735
当期純利益						413,473	413,473
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	-	11,973	281,764	293,738
当期末残高	3,751,856	320,490	15,734	336,225	134,505	3,262,572	3,397,078

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	113,656	7,077,765	325,762	325,762	6,752,002
当期変動額					
剰余金の配当		119,735			119,735
当期純利益		413,473			413,473
自己株式の取得	37	37			37
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			300,825	300,825	300,825
当期変動額合計	37	293,700	300,825	300,825	594,525
当期末残高	113,693	7,371,465	24,937	24,937	7,346,528

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	3,751,856	320,490	15,734	336,225	134,505	3,262,572	3,397,078
当期変動額							
剰余金の配当					19,955	219,512	199,556
当期純利益						288,857	288,857
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	-	19,955	69,345	89,300
当期末残高	3,751,856	320,490	15,734	336,225	154,460	3,331,917	3,486,378

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	113,693	7,371,465	24,937	24,937	7,346,528
当期変動額					
剰余金の配当		199,556			199,556
当期純利益		288,857			288,857
自己株式の取得	61	61			61
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			13,669	13,669	13,669
当期変動額合計	61	89,239	13,669	13,669	102,908
当期末残高	113,755	7,460,704	11,268	11,268	7,449,436

## 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純利益	601,238	449,465
減価償却費	23,688	34,125
金融商品取引責任準備金の増減額(は減少)	2,569	3,083
受取利息及び受取配当金	38,092	8,878
支払利息	0	17
投資有価証券売却損益(は益)	18,005	39,598
受取返戻金	10,125	-
預託金の増減額(は増加)	452,085	200,000
立替金の増減額(は増加)	226	1,694
預り金及び受入保証金の増減額(は減少)	329,584	200,536
トレーディング商品の増減額	-	747,677
約定見返勘定の増減額(は増加)	371,460	454,206
信用取引資産及び信用取引負債の増減額	666,437	287,493
その他の資産の増減額(は増加)	39,393	37,614
その他の負債の増減額(は減少)	107,042	61,700
小計	495,691	9,310
利息及び配当金の受取額	38,092	8,878
利息の支払額	0	17
和解金の受取額	2,410	1,720
受取返戻金の受取額	10,125	-
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	39,177	254,401
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>484,241</b>	<b>234,509</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
投資有価証券の取得による支出	1,189,302	118,418
投資有価証券の売却による収入	2,129,778	476,841
有形固定資産の取得による支出	58,375	24,037
有形固定資産の売却による収入	21,420	-
無形固定資産の取得による支出	539	3,483
資産除去債務の履行による支出	2,420	-
従業員に対する長期貸付けによる支出	2,900	-
従業員に対する長期貸付金の回収による収入	3,519	1,419
差入保証金の差入による支出	1,222	33,239
差入保証金の回収による収入	7,961	4,935
その他	20	-
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>907,938</b>	<b>304,017</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
自己株式の取得による支出	37	61
配当金の支払額	119,577	199,502
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>119,615</b>	<b>199,563</b>
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	304,080	130,056
現金及び現金同等物の期首残高	3,682,465	3,986,546
現金及び現金同等物の期末残高	3,986,546	3,856,490

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. トレーディング商品に属する有価証券等の評価基準および評価方法  
トレーディング商品に属する有価証券およびデリバティブ取引等については、時価法を採用し、売却原価は移動平均法により算定しております。
2. トレーディング商品に属さない有価証券等の評価基準および評価方法
  - (1) 関連会社株式  
移動平均法による原価法を採用しております。
  - (2) その他有価証券  
市場価格のない株式等以外のもの  
時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価ないし償却原価との評価差額を全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法によっております。  
市場価格のない株式等  
移動平均法による原価法ないし償却原価法によっております。
3. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産  
定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年～18年
器具備品	5年～10年

少額減価償却資産  
取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。
  - (2) 無形固定資産  
定額法を採用しております。  
なお、自社利用のソフトウェアの耐用年数については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
4. 引当金および準備金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金  
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収不能見込み額を計上しております。
  - (2) 賞与引当金  
従業員に対する賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額を計上しております。
  - (3) 金融商品取引責任準備金  
証券事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5に従い、金融商品取引業等に関する内閣府令第175条に定めるところにより算出した額を計上しております。
5. 収益および費用の計上基準  
当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な業務における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。
  - (1) 委託手数料は、主に株式等の売買注文の取次ぎから生じる手数料であります。売買注文を流通市場に取次ぐ履行義務は約定日等に充足されるため、当該一時点で収益を認識しております。
  - (2) 引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料は、有価証券の引受け、売出し（有価証券の買付けの申し込みまたは売付けの期間を定めて行うものに限る。）または特定投資家向け売付け勧誘等を行ったことにより発行会社等から受入れる手数料であります。一般的に、条件決定日に引受責任を負う義務等を充足したとして、当該一時点で収益を認識しております。
  - (3) 募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料は、有価証券等の募集もしくは売出しの取扱いまたは私募もしくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いを行ったことにより引受会社等から受入れる手数料であります。一般的に、募集等申込日に販売等の義務を充足したとして、当該一時点で収益を認識し、受益証券等で売買形式による場合は委託手数料に準じて収益を認識しております。
  - (4) その他の受入手数料に含まれる投資信託の運用、管理により生じる委託者報酬および代行手数料は、投資信託の信託約款に基づき、投資信託財産の日々の純資産総額に対する一定割合を収益として認識しております。
6. ヘッジ会計の方法
  - (1) ヘッジ会計の方法

振当処理の要件を充たしている為替予約については、振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段...為替予約

ヘッジ対象...外貨建金銭債権債務等

(3) ヘッジ方針

外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

為替予約の締結時に外貨建による同一金額で同一期日の為替予約を外貨建金銭債権債務等にそれぞれ振当てており、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているため決算日における有効性の評価を省略しております。

7. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金および取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない短期的な投資としております。

(重要な会計上の見積り)

繰延税金資産の回収可能性

1. 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産(純額) 33,515千円(前事業年度46,999千円)

(繰延税金負債と相殺前の金額は53,546千円(前事業年度47,404千円)です)

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1) 算出方法

将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得およびタックス・プランニングに基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

また、企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」において、分類3に該当するとして、一時差異等のスケジューリングの結果に基づき、将来の合理的な見積可能期間以内の見積課税所得の範囲内で計上しております。見積課税所得は翌事業年度の予算を基礎とし、一定のストレス値をかけた上で見積りを行っております。

(2) 主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる主要な仮定は、予算およびストレス値となります。

予算

予算は過去の実績をもとに、国内外における将来の相場の見通しやマーケット環境の変化、足元の資金の流入状況や顧客預り資産の推移等といった前提を考慮し、営業方針とともに決定しております。

なお、新型コロナウイルス感染症の流行が翌事業年度の業績に与える影響については軽微であると想定しておりますが、その規模や期間によっては、業務に支障をきたし、業績に影響を及ぼす可能性があります。

ストレス値

ストレス値は、収益および費用の過年度の予算達成率を参考に算出しております。

(3) 翌事業年度の財務諸表に与える影響

国内外における将来の相場の見通しやマーケット環境の変化の予測は不確実性が高く、課税所得の見積額が変動することにより、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与える可能性があります。

翌事業年度の実績値が、ストレス値をかけた予測値から想定以上に乖離し、所得が減少した場合には、繰延税金資産の取崩しが発生する可能性があります。



(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しております。

当該会計方針の変更による財務諸表への影響はありません。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

当該会計方針の変更による財務諸表への影響はありません。

「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載しておりません。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産より控除した減価償却累計額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
建物	73,602千円	94,120千円
器具備品	209,503	218,593
計	283,106	312,713

2 担保資産および担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
定期預金	100,000千円	100,000千円

銀行借入のための担保として差し入れており、担保資産に係る債務はありません。

(注) 担保に供している資産には上記のほかに、次のものがあります。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
信用取引借入金の担保		
保管有価証券	248,294千円	226,716千円
為替予約取引の担保		
定期預金	30,000	30,000

3 差し入れた有価証券の時価額は、次のとおりであります。(上記 2 に属するものを除く)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
信用取引貸証券	107,480千円	27,569千円
信用取引借入金の本担保証券	483,209	480,941
計	590,689	508,510

## 4 担保として差し入れを受けた有価証券および借り入れた有価証券の時価額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
信用取引貸付金の本担保証券	2,639,852千円	2,268,845千円
信用取引借証券	21,917	9,761
受入保証金代用有価証券	1,749,705	1,565,432
計	4,411,476	3,844,038

## 5 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引金融機関6社と当座貸越契約および貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
当座貸越極度額および貸出コミットメントの総額	2,750,000千円	2,750,000千円
借入実行残高	-	-
差引額	2,750,000	2,750,000

6 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は、次のとおりであります。  
金融商品取引責任準備金...金融商品取引法第46条の5

## (損益計算書関係)

## 1 顧客との契約から生じる収益

営業収益については、顧客との契約から生じる収益およびそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項(収益認識関係)1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

## 2 トレーディング損益の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
株券等	796,247千円	506,762千円
債券等	312,938	365,537
計	1,109,186	872,299

## 3 金融収益の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
信用取引収益	57,870千円	68,144千円
受取配当金	1,806	42
受取債券利子	9	-
受取利息	62	30
その他	17,046	-
計	76,795	68,217

## 4 金融費用の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
信用取引費用	8,893千円	5,436千円
支払利息	0	17
その他	-	11,455
計	8,893	16,909

## 5 取引関係費の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
支払手数料	37,701千円	35,697千円
取引所・協会費	34,943	33,577
通信・運送費	124,364	130,791
旅費・交通費	5,012	6,500
広告宣伝費	25,224	24,137
交際費	14,327	22,555
計	241,574	253,259

## 6 人件費の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
役員報酬	132,035千円	103,380千円
従業員給与	1,001,651	1,023,287
その他の報酬・給与	38,430	38,485
福利厚生費	170,718	172,635
賞与引当金繰入	83,000	85,600
退職給付費用	41,786	42,087
計	1,467,621	1,465,476

## 7 不動産関係費の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
不動産費	114,773千円	121,792千円
器具・備品費	63,121	42,676
計	177,895	164,468

## 8 事務費の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
事務委託費	414,932千円	392,163千円
事務用品費	43,235	41,530
計	458,168	433,694

## 9 租税公課の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
事業税	40,020千円	38,893千円
印紙税	298	283
その他	9,745	9,921
計	50,064	49,099

10 その他の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
光熱・給水費	9,803千円	10,430千円
自動車燃料費	2,586	2,811
その他	27,219	31,443
計	39,609	44,685

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数 (千株)	当事業年度増加株式数 (千株)	当事業年度減少株式数 (千株)	当事業年度末株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	4,042			4,042
合計	4,042			4,042
自己株式				
普通株式(注)	51	0		51
合計	51	0		51

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加によるものであります。

2. 新株予約権および自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年5月21日 取締役会	普通株式	119,735	30.00	2020年3月31日	2020年6月10日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

次のとおり、決議しております。

(決議)	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年5月25日 取締役会	普通株式	利益剰余金	199,556	50.00	2021年3月31日	2021年6月11日

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数 (千株)	当事業年度増加株式数 (千株)	当事業年度減少株式数 (千株)	当事業年度末株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	4,042			4,042
合計	4,042			4,042
自己株式				
普通株式(注)	51	0		51
合計	51	0		51

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加によるものであります。

2. 新株予約権および自己新株予約権に関する事項  
該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年5月25日 取締役会	普通株式	199,556	50.00	2021年3月31日	2021年6月11日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの  
次のとおり、決議しております。

(決議)	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年5月25日 取締役会	普通株式	利益剰余金	159,644	40.00	2022年3月31日	2022年6月9日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、下記のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
「現金・預金」勘定	4,116,546千円	3,986,490千円
預入期間が3か月を超える定期預金	130,000	130,000
現金及び現金同等物	3,986,546	3,856,490

(リース取引関係)  
オペレーティング・リース取引  
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
1年内	3,231	538
1年超	538	-
合計	3,770	538

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、個人向けの対面営業による有価証券の売買等の媒介、取次または代理、募集・売出しの取扱いおよび株券トレーディング等の有価証券の売買等、金融商品取引業を中核とする投資金融サービス業を主な事業の内容としております。

これらの事業は主として自己資金で行っておりますが、信用取引に係る資金については、証券金融会社からの資金調達もしております。また、将来の資金需要に備え、取引金融機関と当座貸越契約等を締結しております。

資金運用については、短期的な預金の他、顧客の委託を受けて行う信用取引に係る株式買付代金の貸付業務および自己の計算に基づき行うトレーディング業務等を行っております。

デリバティブ取引については、外国証券の売買代金決済のため為替予約取引を行っており、投機目的の取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容および当該金融商品に係るリスク

当社が保有する金融資産は、主として、事業資金としての現金・預金、顧客からの預り金等を法令に基づき信託する顧客分別金の預託金、自己の計算に基づき保有する株券や債券等のトレーディング商品、純投資目的や事業推進目的で保有する投資有価証券および顧客に対する信用取引貸付金等があり、金融負債は、主として、証券金融会社からの信用取引借入金があります。

預金については、ペイオフ対策として基本的には当座預金および普通預金（決済性預金）としております。また、預託金（顧客分別金信託）については、その運用に対して元本補填のある信託契約となっております。

保有するトレーディング商品および投資有価証券については、市場価格が変動することによる市場リスクや発行体がデフォルト状態になる等の信用リスクに晒されています。

信用取引貸付金については、担保として現金あるいは有価証券を徴求しておりますが、株式相場の急激な下落による信用取引建玉に予想を超える評価損が発生した場合には、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

また、短期借入金および信用取引借入金については、業績悪化等により金融機関からの調達が困難となる場合や、通常よりも高い金利での調達を余儀なくされる資金流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

信用取引に係る信用リスク管理については、社内規程に基づき、日々個々の顧客の担保管理を行っております。なお、当社の信用取引残高の上限額については、半期ごとに取締役会で決定しております。

投資有価証券に係る信用リスク管理については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

預金、顧客分別金信託に係る信用リスク管理については、国内の信用力の高い金融機関を中心に預け入れることを基本的な方針としております。

市場リスクの管理

1) トレーディング商品に係る市場リスク管理については、取締役会において運用の基本方針を定め、当社の財務状況および市場環境などの変化に応じて適宜これを見直しております。その運用方針に沿った社内規程に基づき、商品ごとにポジション枠を設けたうえで、損失限度額をロスカットルールにより定めております。リスク管理担当部署においては、このポジション、損益両面から市場リスクに対する日常的なモニタリングを行い、日々経営陣等に報告しております。

2) 市場リスクに係る定量的情報

当社は、トレーディング商品および金融商品取引所に上場されている投資有価証券等について、自己資本規制比率を算定する際の標準的方式を用いて、市場リスク相当額を算定しております。

2022年3月31日（当期の決算日）現在、当社の市場リスク相当額は124,574千円であります。

なお、2021年3月31日（前期の決算日）現在の当社の市場リスク相当額は77,984千円でありました。

流動性リスクの管理

財務部にて資金管理表を作成し、日々経営陣に報告を行っております。また、必要に応じて金融機関から流動的な資金が調達できる体制を構築しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2021年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 商品有価証券等および 投資有価証券(4)	336,067	336,067	
資産計	336,067	336,067	
(2) デリバティブ取引(1)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	134	134	
ヘッジ会計が適用されているもの(2)	(576)	(576)	
デリバティブ取引計	(442)	(442)	

(1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目は、( )で示しております。

(2) デリバティブ取引は、為替予約等の振当処理によるもので、ヘッジ対象とされている約定見返勘定等(外貨建金銭債権債務等)と一体として処理されているため、その時価は約定見返勘定等に含めて記載しております。

(3) 現金・預金、預託金、約定見返勘定、信用取引資産、信用取引負債、預り金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(4) 以下の金融商品は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表に含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前事業年度 (千円)
非上場株式	38,096
関連会社株式	2,000
合計	40,096



当事業年度（2022年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 商品有価証券等および 投資有価証券(4)	778,589	778,589	
売買目的有価証券等	747,677	747,677	
その他有価証券	30,912	30,912	
資産計	778,589	778,589	
(2) デリバティブ取引(1)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	262	262	
ヘッジ会計が適用されているもの(2)	(382)	(382)	
デリバティブ取引計	(119)	(119)	

- (1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目は、( )で示しております。
- (2) デリバティブ取引は、為替予約等の振当処理によるもので、ヘッジ対象とされている約定見返勘定等(外貨建金銭債権債務等)と一体として処理されているため、その時価は約定見返勘定等を含めて記載しております。
- (3) 現金・預金、預託金、約定見返勘定、信用取引資産、信用取引負債、預り金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。
- (4) 市場価格のない株式等は、「(1) 商品有価証券等および投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当事業年度 (千円)
非上場株式	38,096
関連会社株式	2,000
合計	40,096

(注1) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額  
金銭債権については、1年以内の償還予定のもののみとなっております。

(注2) 金銭債務については、1年以内に返済予定のもののみとなっております。

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品  
当事業年度(2022年3月31日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
商品有価証券等および投資有価証券				
商品有価証券等				
売買目的有価証券等				
株式	570,117	-	-	570,117
上場投資信託	177,560	-	-	177,560
投資有価証券				
その他の有価証券				
株式	30,912	-	-	30,912
デリバティブ取引				
通貨関連	-	262	-	262

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品  
該当事項はありません。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

商品有価証券等および投資有価証券

上場株式および上場投資信託は相場価格を用いて評価しております。上場株式および上場投資信託は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 商品有価証券等(売買目的有価証券)

(単位:千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
事業年度の損益に含まれた評価差額		15,975

2. 子会社株式および関連会社株式

前事業年度(2021年3月31日)

時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式および関連会社株式の貸借対照表計上額

区分	前事業年度 (千円)
子会社株式	
関連会社株式	2,000

当事業年度(2022年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (千円)
子会社株式	
関連会社株式	2,000

3. その他有価証券

前事業年度(2021年3月31日)

種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
株式	94,578	90,208	4,369
貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
株式	241,489	270,795	29,306
合計	336,067	361,004	24,937

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額 38,096千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度(2022年3月31日)

種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
株式			
貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
株式	30,912	42,180	11,268
合計	30,912	42,180	11,268

(注)非上場株式(貸借対照表計上額 38,096千円)については、市場価格がない株式等のため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

#### 4. 売却したその他有価証券

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	2,129,778	157,130	175,136

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	476,841	43,876	4,278

#### 5. 減損処理を行った有価証券

前事業年度および当事業年度において、減損処理を行った有価証券はありません。

なお、市場価格のない株式の減損処理にあたっては、原則として、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が帳簿価額に比べ50%以上下落した場合に、実質価額の回復可能性が裏付けられる場合を除き、帳簿価額を実質価額まで減損処理を行っております。また、その他有価証券で市場価格のない株式以外の株式については、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合は帳簿価額を時価まで減損処理を行い、30~50%未満下落した場合は、当該期末日より前1年間の各日の時価が帳簿価額の100%未満であるものについて、当該金額の重要性および回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されないもの

通貨関連

前事業年度(2021年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (千円)	契約額等の うち1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	米ドル	47,729		127	127
	売建				
	米ドル	29,754		6	6
合計		77,484		134	134

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

当事業年度(2022年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (千円)	契約額等の うち1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	米ドル	48,990		295	295
	売建				
	米ドル	11,901		33	33
合計		60,892		262	262

2. ヘッジ会計が適用されるもの

通貨関連

前事業年度(2021年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等の うち1年超 (千円)	時価 (千円)
為替予約等の振当処理	為替予約取引	約定見返勘定等 (外貨建金銭債権債務等)			
	買建				
	米ドル		50,083		9
	売建				
	米ドル		81,138		371
	南アフリカランド		55,459		196
合計			186,681		576

(注) 1. 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

2. 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている約定見返勘定等(外貨建金銭債権債務等)と一体として処理されているため、その時価は約定見返勘定等を含めて記載しております。

当事業年度(2022年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等の うち1年超 (千円)	時価 (千円)
為替予約等の振当処理	為替予約取引	約定見返勘定等 (外貨建金銭債権債務等)			
	買建				
	米ドル		90		0
	売建				
	米ドル		71,942		378
	南アフリカランド		828		4
合計			72,862		382

(注) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている約定見返勘定等(外貨建金銭債権債務等)と一体として処理されているため、その時価は約定見返勘定等を含めて記載しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金制度および確定拠出型の特定退職金共済制度を採用しております。

2. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
イ. 確定拠出年金への掛金支払額	26,261千円	26,350千円
ロ. 特定退職金共済への掛金支払額	15,525	15,737

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	25,398千円	26,193千円
減価償却費超過額	4,983	5,775
資産除去債務	-	22,496
金融商品取引責任準備金	4,681	5,625
投資有価証券評価損	17,283	17,283
未払事業税	11,248	7,816
その他	22,270	23,333
繰延税金資産 小計	85,864	108,523
評価性引当額	38,460	54,976
繰延税金資産 合計	47,404	53,546
繰延税金負債		
資産除去費用	-	19,652
その他	404	378
繰延税金負債 合計	404	20,031
繰延税金資産の純額	46,999	33,515

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
法定実効税率	30.60%	30.60%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.89	2.33
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.39	0.11
税額控除等	-	1.58
住民税均等割	0.84	1.09
評価性引当額の増減	1.55	3.67
その他	0.15	0.27
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.23	35.73

(持分法損益等)

損益等からみて重要性の乏しい関連会社のみであるため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:千円)

受入手数料	
委託手数料	1,352,168
引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料	3,281
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	404,009
その他の受入手数料	164,716
(うち、投資信託の代行手数料)	(158,346)
顧客との契約から生じる収益	1,924,176
その他の収益	940,517
営業収益	2,864,693

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針5.収益および費用の計上基準」に記載しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係ならびに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額および時期に関する情報

顧客との契約から生じた債権の残高は以下のとおりです。

(単位:千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権の残高(期首残高)	115,882
顧客との契約から生じた債権の残高(期末残高)	79,999



(セグメント情報等)

【セグメント情報】

「投資・金融サービス業」という単一の報告セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

1. 製品およびサービスごとの情報

「投資・金融サービス業」という単一の報告セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 純営業収益

本邦の外部顧客への純営業収益が損益計算書の純営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの純営業収益のうち、損益計算書の純営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社および主要株主(会社等の場合に限る。)等

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	エース証券株式会社	大阪市中央区	8,831,125	金融業	(被所有) 直接 43.6	有価証券の売買等 役員の兼任	外国株券等の国内店頭取引	1,044,028	約定見返勘定(資産) (注)2	35,578

(注) 1. 取引条件および取引条件の決定方針等

外国株券等の国内店頭取引については、時価を基準として適正と判断する価格を決定しております。

2. 約定見返勘定の期末残高については、資産と負債を相殺して記載しております。

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

重要性がないため、記載を省略しております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等および財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社の子会社 (注)3	東海東京証券株式会社	名古屋市中村区	6,000,000	金融業	該当なし	有価証券の売買等	外国株券等の国内店頭取引	38,625,784	約定見返勘定(資産) (注)2	30,724

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社 (注)3	東海東京証券株式会社	名古屋市中村区	6,000,000	金融業	該当なし	有価証券の売買等	外国株券等の国内店頭取引	33,090,131	約定見返勘定(負債) (注)2	302,385

(注) 1. 取引条件および取引条件の決定方針等

外国株券等の国内店頭取引については、時価を基準として適正と判断する価格を決定しております。

2. 約定見返勘定の期末残高については、資産と負債を相殺して記載しております。

3. 東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社が親会社になったことで、種類を変更しております。

2. 親会社または重要な関連会社に関する注記

親会社情報

東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社(東京証券取引所および名古屋証券取引所に上場)

( 1株当たり情報 )

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
1株当たり純資産額	1,840.71円	1,866.51円
1株当たり当期純利益	103.60円	72.37円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
当期純利益(千円)	413,473	288,857
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	413,473	288,857
期中平均株式数(千株)	3,991	3,991

( 重要な後発事象 )

該当事項はありません。

【附属明細表】  
【有価証券明細表】  
【株式】

商品有価証券等	売買目的有価証券	銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額(千円)
		NEXTFUNDS日経平均ダブルイン パス・インデックス連動	460,000	177,560
(株)アイシン	10,000	41,950		
(株)ゆうちょ銀行	30,000	29,550		
三菱商事(株)	5,000	23,005		
日本製鉄(株)	10,000	21,710		
日本郵船(株)	2,000	21,520		
丸紅(株)	15,000	21,390		
住友商事(株)	10,000	21,190		
(株)大和証券グループ本社	30,000	20,781		
いすゞ自動車(株)	13,000	20,644		
その他19銘柄	266,500	348,337		
小計		851,500	747,677	
投資有価証券	その他有価証券	野村ホールディングス(株)	60,000	30,912
		(株)名古屋証券取引所	3,200	15,000
		新関西製鐵(株)	50,000	11,048
		(株)証券保管振替機構	7	7,000
		その他6銘柄	16,493	5,048
小計		129,700	69,008	
計			981,200	816,686

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高(千円)	当期増加額(千円)	当期減少額(千円)	当期末残高(千円)	当期末減価償却累計額または償却累計額(千円)	当期償却額(千円)	差引当期末残高(千円)
有形固定資産							
建物	134,905	73,823	-	208,729	94,120	20,517	114,609
器具備品	235,356	30,472	3,520	262,308	218,593	12,610	43,714
有形固定資産計	370,262	104,296	3,520	471,037	312,713	33,128	158,324
無形固定資産							
電話加入権	100	-	-	100	-	-	100
ソフトウェア	539	3,483	-	4,022	875	762	3,147
無形固定資産計	639	3,483	-	4,122	875	762	3,247
長期前払費用	1,715	2,183	813	3,085	1,109	815	1,976
繰延資産	-	-	-	-	-	-	-
繰延資産計	-	-	-	-	-	-	-

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金				
1年以内に返済予定の長期借入金				
1年以内に返済予定のリース債務				
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)				
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)				
その他有利子負債 信用取引借入金(1年以内)	480,973	482,167	0.60%	
合計	480,973	482,167		

(注)「平均利率」については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
(引当金)					
貸倒引当金	18,000	-	-	-	18,000
賞与引当金	83,000	85,600	83,000	-	85,600
(特別法上の準備金)					
金融商品取引責任準備金	15,299	4,563	1,479	-	18,382

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首および当事業年度末における資産除去債務の金額が、当事業年度期首および当事業年度末における負債および純資産の合計額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第125条の2の規定により記載を省略しております。

(2)【主な資産および負債の内容】

2022年3月31日現在における主な資産・負債および収支の内容は次のとおりであります。

資産の部  
現金・預金

区分	金額(千円)
現金	3,775
預金	
当座預金	3,826,938
普通預金	19,816
郵便貯金	4,410
定期預金	130,000
別段預金	1,548
小計	3,982,715
計	3,986,490

預託金

内訳	金額(千円)
顧客分別金信託	1,500,000
計	1,500,000

信用取引資産

内訳	金額(千円)
信用取引貸付金 (顧客の信用取引に係る有価証券の買付代金相当額)	2,476,258
信用取引借証券担保金 (貸借取引により証券金融会社に差入れている借証券担保金)	10,131
計	2,486,390

負債の部  
信用取引負債

内訳	金額(千円)
信用取引借入金 (証券金融会社からの貸借取引に係る借入金)	482,167
信用取引貸証券受入金 (顧客の信用取引に係る有価証券の売付代金相当額)	25,946
計	508,113

預り金

内訳	金額(千円)
顧客からの預り金	528,987
代行事務預り金	495,756
その他の預り金	21,524
計	1,046,268

(3)【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
営業収益(千円)	618,777	1,347,628	2,153,669	2,864,693
税引前四半期(当期)純利益(千円)	30,206	187,825	387,246	449,465
四半期(当期)純利益(千円)	23,539	130,579	266,820	288,857
1株当たり四半期(当期)純利益(円)	5.90	32.72	66.85	72.37

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益(円)	5.90	26.82	34.14	5.52

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 無料 実費負担(送金手数料等)
公告掲載方法	電子公告とし、当社のホームページに掲載する。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載する。 アドレス <a href="https://www.maruhachi-sec.co.jp/">https://www.maruhachi-sec.co.jp/</a>
株主に対する特典	株主優待制度 (1) 対象株主 毎年3月31日現在の株主名簿に記載または記録された100株以上保有の株主 (2) 優待内容 保有株式数ならびに保有期間によりQ U Oカードを贈呈 3年未満保有 100株以上200株未満保有 1,000円分 200株以上保有 2,000円分 3年以上保有 100株以上200株未満保有 2,000円分 200株以上保有 3,000円分  *「3年以上保有」とは、3月末日および9月末日の株主名簿に同一株主番号で連続7回以上記載の株主様が対象となります。

(注) 1. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利



## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

#### (1) 有価証券報告書およびその添付書類ならびに確認書

事業年度	自 2020年4月1日	2021年6月28日
(第79期)	至 2021年3月31日	東海財務局長に提出

#### (2) 内部統制報告書およびその添付書類

2021年6月28日  
東海財務局長に提出

#### (3) 四半期報告書および確認書

(第80期第1四半期)	自 2021年4月1日	2021年8月12日
	至 2021年6月30日	東海財務局長に提出

(第80期第2四半期)	自 2021年7月1日	2021年11月12日
	至 2021年9月30日	東海財務局長に提出

(第80期第3四半期)	自 2021年10月1日	2022年2月14日
	至 2021年12月31日	東海財務局長に提出

#### (4) 臨時報告書

金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づくもの  
(株主総会における議決権行使の結果)

2021年6月29日  
東海財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号並びに第19条第2項第4号の規定に基づくもの  
(親会社又は特定子会社の異動・主要株主の異動)

2021年11月15日  
東海財務局長に提出

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2022年6月24日

丸八証券株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊加井 真 弓

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 森 重 俊 寛

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている丸八証券株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第80期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、丸八証券株式会社の2022年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

繰延税金資産の回収可能性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、当事業年度の貸借対照表において、繰延税金資産33,515千円を計上している。なお、【注記事項】（税効果会計関係）に記載のとおり、当該繰延税金資産の繰延税金負債との相殺前の金額は53,546千円であり、将来減算一時差異に係る繰延税金資産の総額108,523千円から回収不能と見込まれる額として評価性引当額54,976千円が控除されている。</p> <p>【注記事項】（重要な会計上の見積り）繰延税金資産の回収可能性の2．識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報（1）算出方法に記載のとおり、会社は将来減算一時差異に対して、将来の収益力を踏まえた課税所得及びタックス・プランニングに基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断している。また、企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」において、分類3に該当するとして、一時差異等のスケジューリングの結果に基づき、将来の合理的な見積可能期間以内の見積課税所得の範囲内で計上している。見積課税所得は翌期の予算を基礎とし、一定のストレス値をかけた上で見積りを行っている。</p> <p>会社は地域に密着した投資・金融サービス業による受入手数料を主要な収益源としており、予算は過去の実績をもとに営業方針とともに決定されるが、【注記事項】（重要な会計上の見積り）繰延税金資産の回収可能性の2．識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報（2）主要な仮定に記載のとおり、予算には国内外における将来の相場の見通しやマーケット環境の変化、足元の資金の流出入状況や顧客預り資産の推移等といった予測が困難かつ成否によって収益が大きく変動する可能性がある重要な仮定が含まれている。また、収益及び費用の過年度の予算達成率を参考に算出されるストレス値も重要な仮定となっている。</p> <p>当該重要な仮定には、新型コロナウイルス感染拡大に関連する影響や各国の政情不安に関連する影響も含めて見積りの複雑性や困難性を伴うことから、将来の課税所得の実現の不確実性は相対的に高い状態となっている。</p> <p>このように、会社の課税所得の見積りは不確実性が高く、そこには経営者の主観的判断が介入することから、当監査法人は、当該事項（繰延税金資産の回収可能性のうち、特に見積課税所得の実現可能性の検討）が「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、経営者の繰延税金資産の回収可能性の判断の基礎となる見積課税所得の実現可能性を検討するにあたって、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財務諸表作成プロセスの一環として税金計算から課税所得の見積り、一時差異のスケジューリングに至るまでの繰延税金資産の回収可能性の判断に関連する内部統制の整備状況及び運用状況を評価した。評価した内部統制は見積課税所得の基礎となる予算及びストレス値に関する社内の査閲や承認手続を含んでいる。</li> <li>・見積課税所得の基礎となる翌期予算を入手・閲覧し、予算策定の前提となった事項や営業方針について経営管理者に質問した。</li> <li>・経営管理者が予算策定の前提とした、国内外における将来の相場の見通しやマーケット環境の変化、足元の資金の流出入状況や顧客預り資産の推移の予測等については、会社が利用したエース経済研究所等の情報や趨勢の分析資料等を利用可能な外部情報と比較した。</li> <li>・経営管理者が課税所得の見積りに使用したストレス値の設定方法について質問するとともに、過年度の予算達成率と比較した。</li> <li>・過年度実績の予算達成率の推移と予算実績差異の原因分析及び期末日以降監査報告書日までの業績と予算との乖離状況の分析を実施した。</li> </ul>

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### < 内部統制監査 >

##### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、丸八証券株式会社の2022年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、丸八証券株式会社が2022年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。